

千葉県公民館連絡協議会 調査委員会報告書

第1号

令和7年3月

調査委員会報告書の発刊にあたって

千葉県公民館連絡協議会 会長 江口 勝美

令和元年度から公民館のみならず社会全体を混乱せしめた新型コロナウイルス感染症も、令和5年度からその取り扱いが大きく変わり、全国津々浦々の公民館で「アフターコロナ」を念頭に置いた事業が創意工夫のもと展開されてまいりました。それから2年が経とうとしている今、公民館をはじめとした社会教育行政は、「アフターコロナ」を脱却した新たな局面に足を踏み入れていると感じております。

そのような中、本千葉県公民館連絡協議会におきましても、コロナに手を焼き停滞していた状況を打破し、令和5年度には千葉県公民館研究大会を5年ぶりに挙行了のほか、近年の加入自治体の減少に対して、組織改編を行い、より効果的かつ効率的な運営に努めているところです。

今回、その組織改編のうち、従前の広報委員会と研究委員会の機能を引き継いだ調査委員会により、各種の情報収集及び調査が行われ、その成果が本書として発刊されるに至りました。

掲載されている調査内容は、「主催教室・講座の実施における課題と参加費徴収」「施設使用料とキャッシュレス決済」「施設管理の課題と運営形態」となっております。いずれも各公民館において参考となる内容となっていると思われますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

また、従前の「ちばけん公民館スタッフニュース」に掲載されていた「まちより むらより、持ちより 公民館だより」についても引き続き掲載され、今回8事例が取り上げられておりますので、こちらもぜひ事業の参考にしていただければと思います。

皆さんの協力をもとに調査委員会が発刊した本書が、県内の公民館振興の一助として活用されることを願っております。

目 次

千葉県公民館連絡協議会の組織改編	1
まちより むらより、持ちより 公民館だより	2
特集 文部科学省優良公民館表彰受賞館の紹介（千葉市若松公民館）	3
（1）地域の宝をPR～大賀ハスの工作とステップアート（千葉市花園公民館）	4
（2）高根台中学校共催 職業講演会（船橋市高根台公民館）	5
（3）8年ぶりに開催された「浦安三社例大祭」（浦安市堀江公民館）	6
（4）外国人のための日本語教室（成田市中央公民館）	7
（5）ふるさとの歴史を学ぶ（東庄町公民館）	8
（6）山武市を学ぶ～「さんむ歴史秘話ヒストリア」を通じて～（山武市成東中央公民館）	9
（7）地域のアイデンティティを後世に残すために～崇文館歴史講座～（一宮町中央公民館）	10
コラム わがまちじまん！！ あじさい祭りの目玉！手作り竹コースター（多古町）	11
研修・集会等参加レポート	12
（1）令和6年度千葉県公民館等職員研修	12
（2）第46回全国公民館研究集会	17
（3）令和6年度千葉県公民館連絡協議会初任職員研修会	25
令和6年度調査事業	30
（1）主催教室・講座の実施における課題と参加費徴収	31
（2）施設使用料とキャッシュレス決済	39
（3）施設管理の課題と運営形態	53
（4）アンケート	62
資料編	63
（1）令和5・6年度調査委員会活動報告	63

(2) 調査委員会名簿 6 4

(3) 編集後記 6 5

千葉県公民館連絡協議会の組織改編

令和4年度以前の千葉県公民館連絡協議会は、図上の「館長部会」「主事部会」「研究委員会」「広報委員会」「研修委員会」に加え、「研究大会実行委員会」の6つの会がありました。

令和5年度からは、県公連に関する事務負担などにより県公連を退会する自治体・地区に歯止めをかけるため、上記6つの会を図下にある「調査委員会」「研修委員会」及び「研究大会実行委員会」の3つの会に再編しました。

調査委員会は、従前の広報委員会及び研究委員会の役割を引き継いだ組織であり、「千葉県公民館連絡協議会調査委員会設置運営細則」事例の収集等を行い、その成果を本冊子にまとめて単位公民館へ還元することで、公民館の振興・発展を図ることを目的としています。

○千葉県公民館連絡協議会調査委員会設置運営細則（抜粋）

（目的）

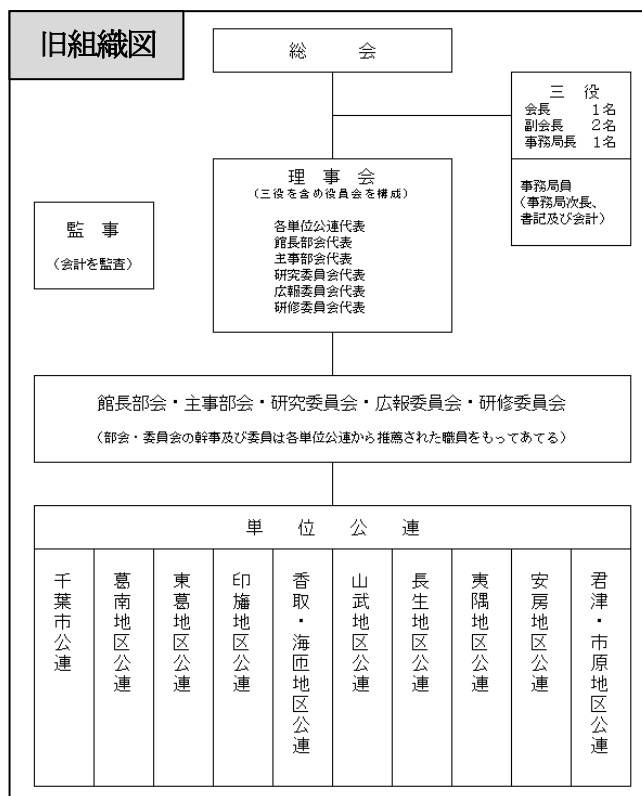
第2条 調査委員会は、県内公民館にかかわる調査、実践事例の収集等を行い、その成果を単位公民館へ還元することで、公民館の振興・発展を図ることを目的とする。

（事業）

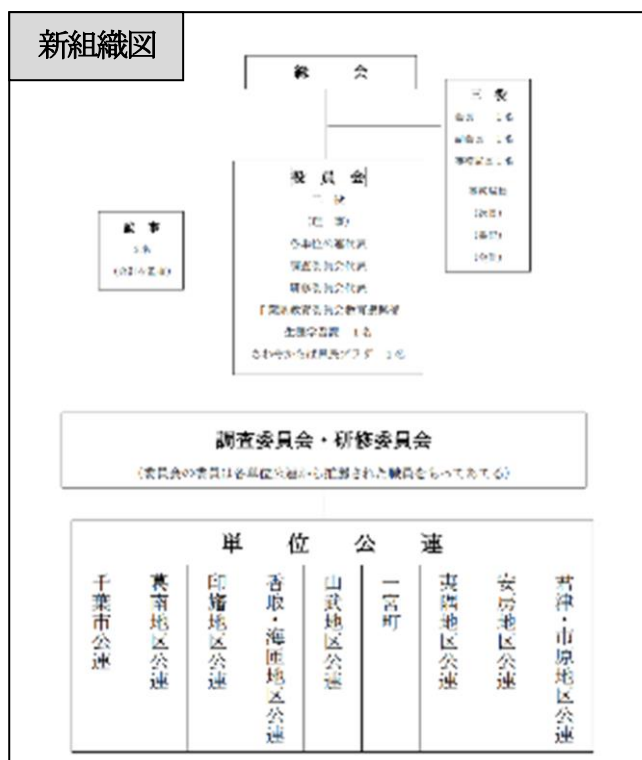
第3条 調査委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）公民館等の社会教育実践事例に関する調査活動。

（2）公民館等の運営に関わる自治体行政、教育行政に関する調査活動。



の規定に基づき、県内公民館にかかわる調査、実践



- (3) 調査成果の発表及び単位公民館等に対する資料の提供。
- (4) その他、目的達成のため必要な事業

まちより むらより、 持ちより 公民館だより

このコーナーは従前の広報委員会が発行していた「ちばけん公民館スタッフニュース」に掲載されていたものです。今までは各号4事例の紹介となっていたましたが、今回から各单位公連などの事例を掲載するなどボリュームアップをいたしました。

ぜひともご覧いただき、興味がある事例などありましたら、担当施設にお問い合わせいただき、事業振興へ繋げてみましょう♪

ご寄稿いただきました各施設の皆様へこの場を借りて御礼申し上げます。

特集 文部科学省優良公民館表彰受賞館の紹介（千葉市若松公民館）	3
（1）地域の宝をPR～大賀ハスの工作とステップアート（千葉市花園公民館）	4
（2）高根台中学校共催 職業講演会（船橋市高根台公民館）	5
（3）8年ぶりに開催された「浦安三社例大祭」（浦安市堀江公民館）	6
（4）外国人のための日本語教室（成田市中央公民館）	7
（5）ふるさとの歴史を学ぶ（東庄町公民館）	8
（6）山武市を学ぶ～「さんむ歴史秘話ヒストリア」を通じて～（山武市成東中央公民館）	9
（7）地域のアイデンティティを後世に残すために～崇文館歴史講座～（一宮町中央公民館）	10
コラム わがまちじまん！！ あじさい祭りの目玉！手作り竹コースター（多古町）	11

※夷隅地区、安房地区、君津・市原地区は該当事例の報告なし

第76回（令和5年度） 文部科学省優良公民館表彰受賞館の紹介

千葉市若松公民館様、この度は栄えある文部科学省優良公民館表彰の受賞、誠にありがとうございます。受賞されるに至った事業をご紹介します。

学習を生かした活力あるコミュニティづくり

千葉市若松公民館 ☎043-231-7991

若松公民館は、昭和58年に開館して以来、住民の学びを支え、地域の実態に合わせた活動を展開してきました。

平成30年からは指定管理者制度を導入し、(公財)千葉市教育振興財団が市内47の公民館の管理運営を行っており、事業の充実やサークル活動の支援に努めています。

平成31年からは、坂月川愛好会（市民団体）と「親子生き物教室」を開催。年間を通して坂月川の自然について学ぶことで郷土愛を育むことを目的とし、コロナ禍には、館と家庭をつないだ「オンライン発表会」を行いました。「子どもお菓子作りリーダー養成講座（平成31年、全6回）」は、最終日にカフェを開き、学習の成果を披露しました。この講座は、受講生の主体性を引き出した点が評価され、さわやかちば県民プラザ主催「第1回（令和元年）ちば講座アワード」の千葉県公民館連絡協議会長賞を受賞しています。



▲学習成果を発表した「若松カフェ」



▲オンライン発表会

その他、高齢化によるサークルの解散やコロナ禍を経て活動の場を求める住民の声に応える形で事業を企画し、館の花壇を使ったハーブの育成やパッチワークキルト、混声合唱など新たなサークルの誕生に導きました。これらのサークルは壮年層の会員が多く、文化祭での既存サークルとの関わりは、小さいながらも多世代の交流を生んでいます。

優良公民館を受賞したことで千葉日報にサークル活動が大きく取り上げられ、続いて寄稿文が掲載されたことで、記事を目にした方から問い合わせもありました。「地域の誇りである」と



▲サークルの誕生に導いた
ハーブ教室

いう住民の声は館職員にとって励みになっています。

地域の宝をPR～大賀ハスの工作とステップアート

千葉市花園公民館 ☎043-273-8842

県指定の天然記念物「検見川の大賀蓮（オオガハス）」をご存じですか。1951年に大賀 一郎 博士を中心としたグループによって発見された古代ハスで、少なくとも2000年以上前のハスと推定されています。花園公民館は大賀ハスの実が発掘された場所のすぐ近くに位置し、館庭にあるハス池には見事な大賀ハスの花が毎年6～8月にかけて咲き誇ります。



▲来館者の目を引く
ステップアート

主催事業「大賀ハスの工作とステップアート」は、大賀ハス開花70周年にあたる2022年に、地域の宝、大賀ハスへの関心を高め、地域への愛着を深めることをねらいとし、地域の子どもたちを対象に実施しました。講師は、公民館花壇ボランティアのメンバーにお願いしました。

講座は大賀ハスの果托飾りとステップアートの2本立てとしました。ハスの花弁が散って残った果托に綿と布を詰めて作る果托飾りでは、工作好きの子どもたちが個性豊かな作品を作り上げました。公民館に展示した作品を見た来館者は、作品が大賀ハスの果托でできていることを知ると驚いていました。

公民館の階段に大賀ハスの写真シートを貼って制作するステップアートでは、花壇ボランティアのメンバーと子どもたちが手分けして作業を進め、瞬く間に完成させました。1年を通して大賀ハスを楽しめる新たなフォトスポットが公民館に誕生し、美しい大賀ハスの花で彩られた階段を保護



▲かわいらしい果托飾り

者や地域の方々が写真におさめていました。今でも来館者が階段を利用するたびに、大賀ハスを目にすることができます。

これからも地域の特色に応じた講座として、大賀ハスやその魅力を伝え、発信する事業を展開し、地域の資源や地域に対する誇りや愛着を育むことにつなげられるよう工夫を重ね

ていきたいと思います。

高根台中学校共催 職業講演会

船橋市高根台公民館 ☎047-461-7061

船橋市高根台公民館の、職業講演会を紹介します。公民館管区内にある高根台中学校との共催で毎年開催しているこの事業。開催できない年もありましたが、平成19年から始めて、令和5年度で16回目です。

これまでは中学1年生を対象とし、1～3人の講師をお呼びして、壇上からお話しをいただいていたのですが、令和5年度からは対象を中学2年生とし、できるだけ多くの職業に触れさせたいという学校側からの要望で、10の業種から講師をお呼びしてお話をさせていただくこととしました。

①TV関係、②絵本作家・イラストレーター、③美容師、④調理師、⑤建築設計士、⑥自衛隊、⑦システムエンジニア、⑧獣医師、⑨保育士、⑩看護師です。これらの業種は、中学校のアンケートで生徒たちが挙げた希望のうち、できるだけ上位から、予算や実現可能性等を考慮し選定しました。講師への依頼は公民館が行います。会場は高根台中学校で体育館に5業種、教室や図書室等を使って5業種を設定。それぞれに電子黒板やプロジェクターを用意しました。

当日、中学生たちは12人位ずつ10グループを作り、1グループが5業種の話聞きます。話を聞き、質問タイムを終えたら、次の業種の場所へ。

講師側は、自分の職業についての紹介を15分程度にまとめ、5回説明を繰り返すこととなります。中学校の先生が講演の様子を撮影し、周りきれなかった業種の話も後でみることができるようになりました。

10の講師を手配することに苦労がありましたが、生徒からしますと様々な業種の生の話を聞くことができ、キャリア教育として大変有意義なものになったと思います。また、地域にお住まいの方を講師にお呼びしたため、地域とのつながりが深まり、世代間交流の面でも学社連携としても効果的でした。



▲生徒からの質問タイム



▲調理師の方の話に
聞き入る生徒たち

た。

8年ぶりに開催された「浦安三社例大祭」

浦安市堀江公民館 ☎047-353-0002

「マエダ！マエダ！」浦安独特の掛け声が町中に響き渡り、令和6年6月に「浦安三社例大祭」が8年ぶりに開催されました。清瀧^{せいらゆう}神社・豊受^{とようけ}神社・稲荷神社の三社合わせて、大小約100基の神輿や山車が町を練り歩く姿は圧巻でした。

4年前は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために開催中止となっていました。8年間のブランクを埋めるのは容易ではありません。これまでの伝統を守り、安全に^{とぎよ}渡御するために神社関係者や地域の方々が協力し合って祭りの準備を進めました。浦安市公民館でも、地域文化を知るきっかけづくりとするため、全7館が連携して様々な事業を行いました。



▲目と耳で感じる
まつりコーナー

【写真パネル展示とVTR上映】

ロビーに「まつりコーナー」を設置し、各神社の宮神輿の写真パネル、担ぎ方や掛け声の説明などを展示し、「2016例大祭」の映像をエンドレスで上映しました。

【子ども三社めぐり隊】（浦安市郷土博物館と共同実施）

三つの神社を巡り、各地区で中心的に活動されている関係者から、三社祭の歴史や準備の苦労、祭りの楽しみ方などの話を伺いました。

【親子で「木札」づくり】

大祭のアイテムとして、自身の名前を入れた「木札」を作りました。

【浦安三社例大祭講演会】

神社関係者の方から、三社祭の歴史や伝統文化について映像を交えながらお話いただき、ダボシャツやはちまき、地下足袋の着用体験を行いました。

これらの事業を通して、伝統ある浦安の例大祭についての見識を深め、祭りに参加して楽しもうとする機運を盛り上げることができました。



▲宮神輿を間近で見学

外国人のための日本語教室

成田市中央公民館 ☎0476-27-5911

成田市では、市内やその周辺に住んでいる外国人を対象に、「外国人のための日本語教室」を開催しています。

週4回（火・水・木・土曜）、1年を通して開催しており、受講は無料で、生徒は希望する日に何回でも参加できます。ボランティアスタッフが講師となり、生徒の日本語レベルに合わせて班分けを行い、日常会話や簡単な読み書きを教えています。

令和6年9月、外国人生徒に日本文化にもっと触れてもらいたいため、市内で活動する茶道サークルに協力してもらい、お茶会体験を開催しました。当日は、茶道で使う道具の使い方やお茶のたて方、お菓子の運び方などの作法を学んだあと、実際にお点前に挑戦し、自分たちでたてたお茶をじっくりと味わいました。生徒のみなさんは、茶道の立ち振る舞いを学びつつ、楽しく日本のおもてなしの文化を体験することができました。

今後も「外国人のための日本語教室」では、日本語の学習のみならず、日本文化の学びの場、地域とのつながりづくりの場として機能していけるよう、引き続き開催してまいります。



▲お点前をじっくり観察



▲心をこめてお菓子を出します

ふるさとの歴史を学ぶ

東庄町公民館 ☎0478-86-1221

東庄町公民館では、故郷への愛着と誇りをもっていただけるよう以下のような事業を展開しています。

- ・歴史教室

東庄郷土史研究会と共催で、年に6回の歴史教室を開催しています。この教室では、専門講師を招いての講演や史跡訪問を通じて、町の歴史や文化を深く学ぶことができます。



▲歴史教室「東氏と妙見信仰」

- ・郷土芸能教室

当公民館は道路を挟んで東庄小学校が隣接しており、また放課後子どもクラブも小学校内にあります。このような立地条件を活かし、放課後子ども教室を開催しています。その中の一つに、千葉県無形民俗文化財に指定されている笹川の神楽の下座や踊りを学ぶ郷土芸能教室があります。小学校が統合されたことで、旧笹川小学校区域以外の児童も参加しています。ここでの練習成果は公民館まつりで発表しています。

このほかにも、令和7年2月には「公民館まつり」にて、東庄町観光大使の浪曲師・玉川奈々福さんによる「浪曲会」を開催しました。演目は「東氏物語」です。これは、下総国東庄を領した「千葉 胤頼（ちばたねより）」を祖とする一族の歴史に基づいています。胤頼が東庄の領主となった際に「東氏（とうし）」と名乗り、その歴史が「東氏物語」の題材となっています。この物語は、東庄町の名前の由来にもなっている重要な歴史を描いています。

今後も様々な事業を通じて、子どもから大人までふるさと東庄に対する愛着と誇りを深めていただけるよう事業の展開を進めて行きます。

山武市を学ぶ ～「さんむ歴史秘話ヒストリア」を通じて～

山武市成東中央公民館 ☎0475-82-3641

山武市成東中央公民館では、令和3年度から、「さんむ歴史秘話ヒストリア」という講座を毎年開催しています。この講座は、山武市の歴史や市内文化財の普及啓発活動の一環として、山武市歴史民俗資料館の学芸員を講師として招いて実施しています。

これまで講座で取り上げてきたテーマは、「古墳・埴輪」、「遺跡の発掘調査」といった古代のものから、「郷土の偉人」といった近世・近代のものまでと、時代に幅があります。また、講座の内容によっては、普段は歴史民俗資料館のガラスケースで展示されていたり、館内で厳重に保管されていたりする資料も、学芸員の解説を聞きながら、間近で見ることができます。

講座参加者からは、例年、「地元になんなものがあるとは知らなかった。」、「地元の見方が変わった。」などといった声を頂戴しています。また、開催初年度から毎年参加してくださっている方もいます。

平成18年3月に、4つの町村が合併してできた山武市。それぞれの地域に歴史があって、今の山武市があります。

公民館も歴史民俗資料館も、市民の教養の向上を目的とする社会教育施設です。同じ目的を達成するため、今後とも両者が長所を生かし、歴史という切り口から、さまざまな「山武市の発見」を市民の方にお届けできるような事業をおこなっていきたいと考えています。



▲市内の遺跡を地図で明示



▲貴重な資料を間近で閲覧

地域のアイデンティティを後世に残すために

～^{すうぶんかん}崇文館歴史講座～

一宮町中央公民館 ☎0475-42-1416

当館は令和5年、第75回文部科学省優良公民館表彰を受賞しました。資料館、図書館、文化ホール等の文化施設がない一宮町は、公民館が数少ない生涯学習施設の1つであり、「歴史・文化・芸術の集う地域の拠点」を目指し、特に歴史文化の普及啓発事業につとめています。

その一環として、コロナ禍の令和3年度から実施している事業が「崇文館歴史講座」です。「崇文館」とはかつての一宮藩の藩校の名前です。この講座は町教育委員会の学芸員が講師となり、町の歴史を「一から」学ぶ講座です。年5回程度行っており令和6年度で4年目、通算20回を迎えました。

この講座は「町の歴史」に特化した内容で、かつ各回で独立した内容の講座を基本的に行っているため、申込されていない方もいつでもウェルカム、そしてできる限り専門的になりすぎないように、初心者向けの講座を心がけています。

また、参加者がどのようなことを知りたいのか、ニーズを確認しながら、各回のテーマを決めることもあります。そして、回によっては実物の歴史資料、古文書や考古資料に実際に触れてみる、そのような講座も行っています。

1回あたりの参加者は約10名程度。質疑では多くの質問や議論が交わされます。少人数だからこそできる、参加者が「聞き手」にとどまらないこともこの事業の特徴です。

この事業は令和6年度で一旦の区切りを迎えます。今後は町の歴史の「語り手」養成講座へ発展させることができないか、模索していきたいと思います。



▲講座の様子

わがまちじまん！！

あじさい祭りの目玉！



手作り竹コースター



千葉県北東部に位置する多古町は、多古米や大和芋などの美味しい農産物を育み、町の中央部を流れる栗山川沿いの水田地帯にのどかな風景が広がる心安らぐ町です。成田国際空港へのアクセスも良く、「世界に一番近い田舎」とも言われています。

また、多古町の歴史は古く、縄文時代の丸木舟をはじめ、柏熊古墳群や多古城跡の史跡など、各時代を彩る文化財があります。歴史と自然が調和した多古町は、古き良き日本の風景を求める人や歴史に興味がある人にとっても魅力的な場所です。

6月に開催されるふるさと多古町あじさい祭りは、メインステージでは歌と踊りのステージ発表が行われ、今年は町村合併70周年を記念し、ボリビアミニコンサートも行われました。テントやキッチンカーも数多く出店するということもあり、毎年多くの人でにぎわう人気のイベントです。

その中でも特に人気があるのが、「竹コースター」です。高さ5m、長さ50mの竹コースターは、青少年相談員と子ども会会員が協力して作り上げていきます。あじさい祭りのたった1日しか味わえない、貴重なものです。

ぜひ一度、美しいあじさいの花が咲き誇るあじさい祭りにお越しください。

研修・集会等参加レポート

(1) 令和6年度千葉県公民館等職員研修

本年度から千葉県公民館連絡協議会が共催となって開催した「千葉県公民館等職員研修」の内容について紹介します。

研修概要

- 1 趣旨 各市町村の公民館職員等の、主に経験の浅い担当者を対象に公民館職員として必要な知識や求められる役割等についての理解を深め、その資質向上を図る。
- 2 主催 さわやかちば県民プラザ
- 3 共催 千葉県公民館連絡協議会
- 4 対象 公民館職員、社会教育施設職員、社会教育・生涯学習関係職員等
- 5 定員 対面、オンラインそれぞれ50名程度
- 6 会場 千葉市生涯学習センター（千葉市中央区弁天3-7-7）
- 7 講師 栃木県立真岡工業高等学校 校長 井上 昌幸 氏
(前 栃木県総合教育センター生涯学習部 部長)
- 8 内容 公民館及び公民館職員の役割や公民館職員に期待することについて
- 9 日時 6月20日（木）13時～16時30分

1 教育が目指す方向性について

○社会状況の変化

- ・人生100年時代の到来→生涯にわたる学習と地域コミュニティ活動に関わる力
- ・Society 5.0→ICTを活用する資質・能力
- ・SDGs→グローバルな視点の育成
- ・新型コロナウイルス感染症の蔓延→コミュニケーション能力の欠如

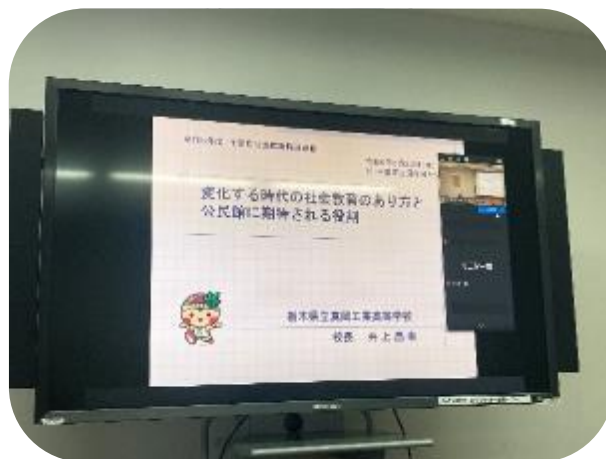
○第4期教育振興基本計画における2つのコンセプト

- ①「持続可能な社会」の創り手の育成
- ②日本社会に根差した「ウェルビーイング」の向上

○ウェルビーイング

ウェルビーイングとは、経済だけでなく「こころ」「生活」「健康」までを含めた幸福の概念である。

日本においては、「獲得的ウェルビーイング（自己肯定感・自己実現など）」と「協調的ウェルビーイング（人とのつながり・利他的・社会貢献意識など）」のバランスが重要とされている。



・「個別最適な学び」…獲得的ウェルビーイングと関連。個々の興味関心などを踏まえてきめ細かく指導・支援をする。

→「地域の支援者の関わりも一層期待」

・「協働的な学び」…協調的ウェルビーイングと関連。探究的な学習や体験活動などを通して多様な他者と協働しながら社会の創り手となる資質・能力を育成する。

→「地域と関わりながらの学習も重要」

公民館は社会教育の最前線施設として、「ウェルビーイングの循環のための社会教育によるつながりづくり」の役割が求められる。

2 日頃の業務を振り返ってみる

○社会教育行政職員の職務

社会教育行政職員は、県・市町村、事務局・教育機関などの差異はあるが、いずれも「地域住民の主体的な学びによる地域課題の解決を通じた地域づくりへの支援」が共通の目標である。

3 住民が主体という意味を考える

○社会教育行政の立ち位置

教育基本法第12条にあるように、社会教育行政は「奨励を旨」とする性格であり、具体的には、社会教育法第3条にあるように環境醸成と学習機会の提供による支援を行う。

○教育基本法
(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

○社会教育法

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

○社会教育主事の役割

社会教育法第9条の3にあるように、社会教育主事は「助言と指導」を与える職であり、自ら直接取組を行う職ではなく、「間接支援」を行う職である。

○社会教育法

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

○施策上の位置づけ

社会教育の主体は「地域住民」であり、社会教育行政の役割は「環境づくり」である。公民館職員の役割は、住民の主体的な活動を陰で支える「黒子」である。

○教育委員会と首長部局の取組の違い

例：教育委員会⇔首長部局…「家庭教育支援⇔子育て支援」「青少年教育⇔青少年健全育成」「女性教育⇔男女共同参画」「高齢者教育⇔高齢福祉」「人権教育⇔人権啓発」

教育委員会の役割は、その内容に関わる人を「新規開拓して育成」することである。首長部局の役割は、元々興味があったり、関わっている人を「活用」するものである。

4 公民館の使命と期待される役割

○公民館の使命

これまで公民館が培ってきた「地域との関係を生かし」ながら、地域の実態に応じた「学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる」新しい「地域の拠点施設」を目指していくことである。

公民館は、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを通して、「人づくり」「地域づくり」をすることが普遍的な役割の施設である。

○公民館に期待される役割

- ・学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていく
- ・地域の防災拠点
- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携
- ・地域学校協働活動の拠点
- ・中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設
- ・外国人が地域に参画していくための学びの場



○公民館が担う地域づくり

学校支援・青少年教育・家庭教育支援などさまざまな活動において、着手段階や途中段階での手法は違うが、ゴールとなるのは「住民が自ら課題を見つけ住民同士で解決できるように支援する」という点で同じである。

○公民館が取り組むべき地域課題

地域課題は住民の関心事の「最大公約数」であり、誰からも近い課題である可能性が高く、地域ごと・時点ごとによって変化する。調査や来館者との会話の中で、地域課題を把握するように動くことが必要である。

○いつの間にか地域課題を学んでいる仕掛け

地域課題を全面に出しても参加者の脚は公民館に向かない。興味関心が持てるような事業の中で、さりげなく地域課題を学ぶような仕掛けが必要である。

例：料理教室の際にごみ問題に触れる。高齢者向け事業の1コマに子どもとの交流を入れる。現地体験の機会に地域の課題を取り上げる。など

5 アフターコロナにおける公民館の在り方

○ICT技術の進展への対応

対面とオンラインの両面で実施することにより、普段参加できない人も参加が可能になる。

一方ですべてをオンライン開催するのではなく、オンライン開催の長所である「費用」と対面開催の長所である「つながりづくり」を鑑みて実施形態を決めると良い。

○地域学校協働活動の新展開

地域の支援者が良いところを見つけて児童生徒に伝え、児童生徒は自身の自己評価の材料とする。

→子どもたちは学校の先生から褒められるよりも、地域の方から褒められたときの方がはるかに印象に残る。

地域学校協働活動は、子どもだけでなく、大人の学びの充実につながれば持続可能な活動となる。

→支援に来た住民を学校や地域を場とした学びに誘導できるか

○新たな家庭教育支援の取組

- ・かつての「IT講習」のように施策のトレンドは繰り返す。

→こども家庭庁の創設などから家庭教育支援の波が来ている。

- ・働き方の変化で休暇の取り方も変化

- ・父親の育児参加の進展により、父親や両親を対象とした家庭教育支援の充実

- ・ICTを活用した家庭教育支援の充実

→参加者や公民館ホームページ閲覧者を「関係来館者」として評価

記録者：平野

(2) 第46回全国公民館研究集会

(第64回関東甲信越静公民館研究大会新潟大会・第74回新潟県公民館大会)

新設となった調査委員会の役割である県公連所属機関へ研究集会の成果を還元する方法を模索する一環として、調査委員会として研究集会に参加しました。研究集会の詳細は後日記録集が出ると思いますので、参加したなかで印象に残った点を中心にお伝えします。

研究集会概要

- 1 趣旨 公民館は、戦後まもなく国民の新しい価値観である学習や生活改善のニーズに合致した社会教育施設として全国に広がり、「集う・学ぶ・結ぶ」といった開かれた場、発信する場として、人づくり、地域づくりに貢献してきました。

それから70年以上が経過した現在、公民館に関わる地域社会にも少子高齢化、生成AIが台頭する情報化、グローバル化する環境問題や人権問題など、社会構造を根底から変える多様な課題が顕在化しています。また、度重なる自然災害の発生、さらに世界に目を向ければ戦争や紛争も多発しており、平和と民主主義を希求する公民館の精神が揺らいでいます。

このような状況の中、これからの社会の課題に対応し、地域の足元から未来につなぎ、未来をつくる公民館を創造していくことが、公民館に関わる私たちにとって必要なことではないでしょうか。これからの公民館のあり方や果たすべき役割について考え、これまで蓄積してきた「公民館のチカラ」を創り出す一歩となる大会にしていきたいと思います。

- 2 大会テーマ 「公民館のチカラ」～未来につなぐ、未来をつくる公民館～
- 3 開催期日 令和6年11月7日（木）・8日（金）
- 4 会場 第1日目 全体会：上越文化会館 情報交換会：デュオ・セレッソ
第2日目 分科会：直江津学びの交流館・上越市春日謙信交流館・上越文化会館・リージョンプラザ上越・高田城址公園オーレンプラザ
- 5 主催 公益社団法人全国公民館連合会、関東甲信越静公民館連絡協議会、新潟県公民館連合会、上越市教育委員会、糸魚川市教育委員会、妙高市教育委員会
- 6 参加者 公民館関係者、公民館運営審議会委員、教育委員、社会教育委員、教育委員会事務局職員、生涯学習・社会教育関係者、市町村理事者及び関係職員、公民館利用者、その他本研究大会への参加希望者

- 7 日程 第1日目 ・アトラクション「高田瞽女唄演奏」 小竹勇生山社中
- ・基調講演 長澤 成次 氏（千葉大学名誉教授）
 - ・トークセッション 「私からつくる私たちの未来の公民館」
長澤 成次 氏×角野 仁美 氏（NPO法人みらいずworks）×
司山 園美氏（新潟市地域教育コーディネーター）
 - ・情報交換会
- 第2日目 ・分科会（①ICTと公民館、②人口減少社会における公民館、③学校と公民館、④これからの公民館、⑤ひとづくり・地域づくりと公民館）
- ・特別企画 フィルムフォーラム 映画「公民館」（1950年）

○第1日目

アトラクション「高田瞽女唄演奏」 小竹勇生山社中



旧高田（現上越市）を中心に、頸城一円で生まれ、長きにわたり育まれた高田瞽女唄。そして高田瞽女唄が源流となり派生した津軽三味線。人々の生活とともに脈々と受け継がれてきたその二つの伝統文化を継承する小竹勇生山社中。演奏会や各種教室、学校公演やイベントアトラクション等を通して貴重且つ重要な伝統芸能を後世に伝承している。（大会パンフレットより）

基調講演 長澤 成次 氏（千葉大学名誉教授）



基調講演「公民館のチカラ～未来につなぐ、未来をつくる公民館～」は、公民館の未来を考えるうえで過去の歴史を知ることが重要とのことで公民館の原点、歴史について、千葉大学名誉教授の長澤先生から講演がありました。長澤先生の「過去から学ぶこと」という言葉が印象的でした。

トークセッション 「私からつくる私たちの未来の公民館」

会場参加型、ということで手元のG o o g l eフォームから感想や質問を投稿し、それをリアルタイムでとりあげるといふ、I C Tを取り入れた、まさに現代型のトークセッションでした。

Z o o mやW e b会議でも取り入れられる手法ですが、対面式の場で行われることは新鮮であり、今後の事業の参考になるものでした。

「あなたが考える未来の公民館は？」という設問に対して会場から寄せられた意見として、「鍵のない公民館」、「『公民館って何するところ？』と尋ねる人がいない未来」がとても印象的でした。

複合施設化や指定管理者導入、首長部局への移管など公民館を取り巻く環境はかなり変化していきますが、行政の中で最も「住民の方と直接接することが出来る場所、距離が近い場所」が公民館であるはずなので、ただの貸館業務にとどまらないことが重要であると改めて認識しました。

記録者：江澤

○第2日目

第2分科会 人口減少社会における公民館

事例発表①「公民館を憩いの場へ！～エコマルという新たな試み～」

長野県御代田町公民館 館長 清水 成信 氏、主事 叶 裕佳 氏

第2分科会の参加者は83名、テーマは「人口減少社会における公民館」です。

一つ目の事例発表は長野県御代田公民館から。御代田町は2022年から2024年までの2年間で人口が563人増加（15,906人→16,469人）しているそうです。これは、隣町に軽井沢町があり、軽井沢で仕事をもつ人たちや東京までの新幹線の通勤圏内ということで、そういった方たちの移住が増えているとのことでした。

御代田町は生涯学習の拠点として、公民館、図書館、博物館（浅間縄文ミュージアム）の複合文化施設「まなびの館 エコールみよた」があり、今回はその中での公民館事業の事例、コミュニティカフェ「エコマル」についての発表でした。



「エコマル」イベントの開催から問題点を抽出、その問題解決に向けた取り組みなど事業化への一連の流れはPDCAがしっかりとなされており、理想的な事業構築のように感じられました。予算的な面から施設改修には至らないまでも、公民館での物品販売を可能とした「行政財産目的外使用」の手法は、他の市町村でも取り入れられるものと感じました。民間との連携はこれからますます求められ、どのように行っていくのか課題となります。

私の勤務する一宮町では公民館の在り方、複合施設化が課題となっています。エコールみよたは設置から約20年が経過していますが、公民館、図書館、博物館の複合施設であり、今後を考えるとモデルケースの一つになると思われます。

質疑応答では、町の状況（人口増加）が一宮町と似通っていることから、「移住者と従来の在住者との交流」「移住者に公民館を使ってもらう工夫」



「移住者への公民館事業の周知」について、何か特徴的なことはないか、と質問させていただきました。明確な回答は得られませんでした。御代田町でもこの点は課題となっているとのことで、共通的な課題であると思いました。

事例発表②「社会教育委員との連携を通した社会教育事業の推進

～できる事を できる時に できる人が～

新潟県弥彦村公民館 館長 堀 隆行 氏

2つ目の事例発表は新潟県弥彦村公民館。弥彦村では近年、社会教育委員の活動が活発となっており、同委員の有志の会の独自の活動が今回発表されました。地域づくり交流会、あいさつ運動などの発表がありましたが、特に「YYP（弥彦ユースプランナー）」の事例が印象的でした。これは若者の声を引き出し、まちづくりに参画させようとの試みで、小5から20歳前後までの若者を集め、交流会へ参加、最終的には村への提言を行う、というものです。

2023年度の提言内容については、全てがなされているわけではないですが、若者の意見がまちづくりに寄与している、若者の声を行政へ届ける、面白い事例だと思いました。

記録者：江澤

第3分科会「学校と公民館」（上越文化会館）

事例発表①「わがまち清原を知り、LRTとともに魅力を発信しよう」

栃木県宇都宮市清原生涯学習センター 専任 遠藤 敦子 氏

宇都宮市といえば、二荒山神社・宇都宮城・大谷資料館などの観光名所や餃子が知られているが、令和5年8月に市内の東西交通の基軸となる「LRT（ライトライン）」が開業したことが話題となった。LRTの開業に伴い、住民の暮らしが大きく変わったことに加え、多くの人や企業から選ばれる持続したまちづくりを推進している都市である。



本事例の宇都宮市清原地区は人口約3.2万人で、LRTの全19停留所のうち7つが所在しているほか、小学校・中学校・高校に加え大学などの教育機関や国内最大級の内陸工業団地の企業などが多数所在している。その環境を活かして、地区内の学校・企業と連携を図りながら、各種の生涯学習講座が実施されている。

そのような環境の中、LRTの開業により、多くの方が清原地区を訪れる機会を活かし、地区の良いところを知ってもらうため、地域住民自らが地区の魅力を来訪者に伝え、観光振興につなげるための連続講座を企画した。

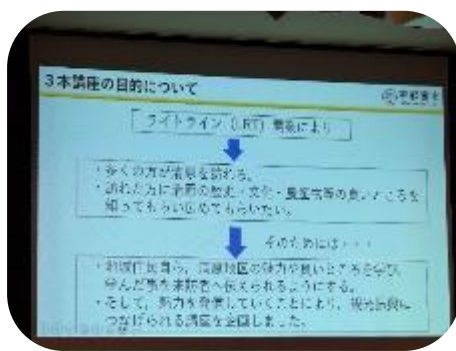
具体的な目的としては、①観光振興の推進、②子どもを含めた地域住民が地区の歴史・伝統・民話・農業など地域資源を幅広く学ぶ、③地域への愛着を深める、④人材の育成を図ることを掲げており、地区内の学校と連携を図って開催した。

第1回「清原の地形や鬼怒川から歴史を知ろう」では、鬼怒川の豊かな水量や水運により繁栄した飛山城跡（国指定史跡）の歴史・文化を学び、古代竪穴建物などの見学を実施。

第2回「おいしいものいっぱい」では、地区の農産物のブランド化を目指している団体を講師に招き、地区の農産物の体験・食事を通じた学習を実施。

第3回「清原の伝説・民話を聞こう」では、地区の子どもたちが描いた挿絵のプロジェクションマッピングを背景に語り部により7つの地区の民話語りを実施。地区内の小学校への挿絵募集やDVDの配布など、地域の子どもの「郷土愛」を醸成するための取り組みを実施。

第4回「清原の魅力を発信しよう！」では、清原地区の魅力をSNSなどで発信するため、地区内の大学生を講師に招



き、参加者は1～3回の講座で学習した清原地区の魅力をインスタグラムなどでの発信を実施。

LRTの開業を機会として、地区の皆さんが改めて清原地区についてあらゆることを学び、地域の魅力を広めることができた。今後も地域の特性を生かし、企業や大学と連携しながら地域のまち作りや人材育成に取り組んでいくと述べられた。

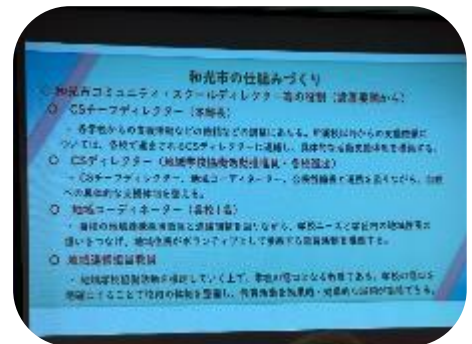
事例発表②「地域学校協働本部との連携・協働を進める公民館

～地域と学校の懸け橋となる公民館～

埼玉県和光市中央公民館 館長（社会教育士） 長峰 淳二 氏

和光市は東京都に隣接しており、人口8.4万であり、3つの公民館を設置している。地域学校協働本部を設置してから3年目を迎え、それまでの活動についての紹介がなされた。

和光市では、中学校に「コミュニティスクールチーフディレクター（本部長）」を配置しており、学校からの支援活動の調整など活動支援体制を構築している。「地域学校協働活動推進員」は、各校から選出されており、公民館と連携しながら各学校への具体的な支援を行っている。「地域コーディネーター」は学校地域連携担当職員として、地域住民と調整しながら地域との協働活動を推進し、学校の窓口としての役割を果たしている。



そのような地域学校協働本部の体制で、「地域と学校が相互に連携し、地域作りを目指し、次の事業にあたっている。

- ・地域のスポーツクラブの指導員による走り方教室
- ・元Jリーガー選手によるサッカー教室
- ・公民館登録サークルによる将棋や書道の指導
- ・公民館にまず足を運んでもらうために子どもたちと保護者に招待状の送付
→興味をもって公民館へ来てくれた方がいた。
- ・中学校の定期テスト前に高校生が勉強を教える機会の提供
→中学生は歳が近いことから友達感覚で高校生から勉強を教わることができ、高校生は教える経験を得るなど互いに刺激を受けることができる。
- ・地域住民による高校受験の面接練習の支援
→志望校などプライベートな内容を含むので中学生と近所ではない地域住民が担当するなど配慮。

これにより、学校の先生の負担が軽減されたことに加え、先生ではない初見の方と実際の面接に近い環境で緊張感を味わうことができる。

- ・公民館に子ども向けのフリールールの設置→図書館で勉強している子どもたちの集中力が切れたときに話し始めてしまうことによるクレームの解決

→気軽に子どもたちが公民館を活用する機会の増加

今後も、地域住民や学校との繋がりを深め、社会教育と学校教育の連携を図りながら、学校でできなかったことを公民館で提供していき、これからも地域の魅力を伝えるために頑張りたいと述べられた。

記録者：平野

特別企画 フィルムフォーラム 映画「公民館」

日時 11月8日（金）14時～15時

場所 高田城址公園オーレンプラザホール

解説 長澤 成次 氏（千葉大学名誉教授）

戦後まもなく設置された公民館の目的は、国民が国際情勢や民主主義について正しい理解ができるようにすることであった。戦後の新しい社会を築くための啓蒙活動として、当時先進的であった公民館の活動を映像で紹介したものが映画「公民館」である。

映画「公民館」は、公益社団法人全国公民館連合会が発行している月刊誌「月刊公民館」のYouTubeチャンネル「月刊公民館ちゃんねる」で公開されている。当初の公民館の状況や役割は、現在にも通ずるものがあるので、ぜひご覧いただきたい。



▲映画「公民館」
へのリンク

記録者：平野

(3) 令和6年度公民館初任職員研修会

新しく公民館の仕事を担当する職員を主な対象として、公民館についての基礎的な知識や技術を学び、見識を高めるため、公民館初任職員研修会に参加しました。

今回は、公民館の初任職員の視点から、研修会の概要とその感想についてお伝えします。

研究集会概要

- 1 趣旨 新しく公民館の仕事を担当する職員を主な対象として、公民館についての基礎的な知識や技術を学び、見識を高めることを目的に研修を実施し、県下市町村公民館の更なる充実と発展に資することを目的とします。
- 2 主催 千葉県公民館連絡協議会〔主管：研修委員会〕
- 3 対象 基本的には公民館に配属されて1～2年目の職員で、事業を担当する者。ただし、今年度は経験年数・資格の有無を問わないものとします。
- 4 定員 会場受講20名＋オンライン受講（Zoom）※選択制
- 5 日時・会場 令和7年1月24日（金）午前10時～午後4時30分
千葉市生涯学習センター3F 特別会議室
- 6 内容

午前の部

講義「公民館事業の可能性を広げる ―企画から評価までの基本―」

講師：早稲田大学非常勤講師 高井 正 氏

ねらい：今公民館に求められている役割と可能性を理解し、「学習プログラム」とは何か考える。課題の発見・設定からプログラムの企画・実施・評価まで一連のプロセスを学ぶ。

①「地域課題」とは何か

多くの地域住民が共通して直面し、その解決が個人的には不可能であって、地域住民の共同の取り組みによってはじめて可能となるような生活課題。

②学習プログラムについて

学習プログラムとは、継続的かつ組織的に実施される学級・講座等の一連の実施計画を指すもので、講義や質疑、ワークショップ等の形態の学習で構成される。

③企画のプロセスについて

企画のプロセスを考える上では、（１）現状・課題を把握、（２）目的・学習目標を明確にする、

(3) 対象者を絞る、(4) 企画書作成といった流れで行われる。評価のポイントとして、アウトプットとアウトカムの違いを明確にすることが必要。

午後の部

グループ学習「学習講座を考える ～講座を企画してみよう～」

講師：浦安市社会教育主事 長島 由美子 氏

ねらい：自らが働く地域について捉えなおし、課題解決のための学級・講座の企画を考える。グループ学習を通じて、参加者同士の横のつながりを作る機会とする。

①役割決め（司会者・記録者・タイムキーパー・発表者）

②個人ワーク（自分の働く地域を考えて、地域の強みや課題を記載）

③グループワーク（②で記載した内容に基づいて、地域の課題をお互いにシェアし、学習課題を考え、講座の基本コンセプトを決定。その後、具体的な講座のタイトルや内容といった骨組みを議論。）

④発表（オンライン参加者は、Z o o mの「w h i t e b o a r d機能」を使って発表し、現地参加者は模造紙に書いて発表。）

調査委員会から参加した方にレポートを依頼しましたので、その内容を掲載いたします。

参加者レポート①

午前中は早稲田大学の非常勤講師を務めていらっしゃる高井 正氏による公民館事業の可能性を広げる ―企画から評価までの基本― という事でスライドを使つての講義でした。まず一番初めに自分の中の無意識のうちにもっている偏見を問いなおす、やはりこれだけ社会が大きく変わっているから、今までは「当たり前」としてきた事自体を改めて考え直すことが必要なのだということ強く認識しました。

また、講座で大切なのは、事業を通してどのような状態になることを目指しているのか、状態目標をしっかりと定めておくことなのだと再認識いたしました。

午後からは「学習講座を考える ～講座を企画してみよう～」というテーマで浦安市の長島由美子氏を講師にグループにわかれての学習でしたが、地域の課題として考えることをあげていった時

に若い人が出ていってしまっていて、高齢化が進んでいるところが課題としてあげられると答えた方々がとても多いことが印象的でした。

デジタル弱者となっている高齢者の方に、苦手意識を持たずに覚えていけば、いろんな手続き等が便利になり、生活に約にたつんだということを知ってもらおうと言う事に真剣に取り組まなくてはならないと強く感じました。

そして最後に「市役所なら市民の方に何かを聞かれて、担当でなければ、〇階の△△課に行ってくださいと案内する事ができるが、公民館では色んな事に答えられなければいけない。」との話がとても印象的でした。

まさに私が抱えている課題だと思いました。もっといろんな事を知る努力をしなければいけないと深く考えさせられた研修でした。

参加者レポート②

無意識に「一般的に女性が家事を行う」と認識しており偏見を持っていたことが分かった。多様性が求められる社会では、偏見を意識的に無くすことを心掛け地域の学習課題と向き合っていく必要があると感じた。

グループ学習では、各団体での実施を想定し、1つの地域課題解決に向けて事業を企画調整した。さまざまな意見を議論し課題解決に向けた事業内容の作成、その発表を行い企画する力を高めることができた。

参加者レポート③

公民館とは人と人との関係を築き、学ぶ・教える・創る・支える喜びを味わうことができる場所だと学ぶことができた。多古町においても、利用団体のなかにはその喜びを味わい、関係を築いている様子があるため大切にしていきたい。

また、数的(アウトプット)評価にとらわれず、変化したことや成し遂げたこと(アウトカム)で評価することを意識することの重要性も学ぶことができた。

グループ学習では、各市町の現状や課題について話し合い、他の地域を知ることができただけでなく、講座を企画したことがなかった自分にとって、複数名で話し合い、講座を企画するという経験はとても貴重だった。

今回学んだことを生かし、町の活性化に貢献する講座を考え、公民館を運営していきたい。

参加者アンケート（抜粋）

- ・恥ずかしながら知らない言葉があったり、新たな考え方に変わってきていたりしているので、常にアンテナを張ってないといけないと反省をした。
- ・公民館勤務一年目で、事業の企画に悩むことの多かった自分にはかなりフィットした内容だった。講義はやや駆け足気味であったが、資料は事業の企画・実施・評価の流れが要点を押さえて整理されており、今後も適宜参考にしたいと思えた。特に、期間をおいての事業の評価は抜け落ちていた視点だったので、取り入れていきたい。
- ・基本にもどることは大事だと考えています。単に、1回の講座を実施して終わり、ではなく、この目標に向かって何が必要か、のステップを考える必要性を感じました。アウトカムについては、今までできていなかったもので、意識していきたいと思います。
- ・また県内の他市からの参加者とのワークショップなので、それぞれの地域課題を知ることもできた。いろいろと意見を出し合い、協力しながら事業を計画できて良かった。現実的な計画を立てたので、実践できそうである。
- ・公民館の抱える課題を積極的に捉えて、受講者のアウトプットと結びつけることで、グループワークを積極的に進めることができたため。
- ・複数回講座で、つながりを大切にしている先生の考えはまさにそうだったと思った。自分の市では単発が多いので変えていこうと思う。
- ・次年度の事業の企画のため、まずは、地域の現状や課題を把握するため、公運審委員や分館事業推進委員に意見の徴集を行う必要があると感じた。そのほか、今年度実施した事業の期間を空けての再評価として、事業参加者にインタビューし、広報に掲載することも一考したい。
- ・公民館に関わる職員は、自ら講座が好きであることが必要だと思います。つねにいろいろなものに興味を持っていたいと考えています。単に講座を実施するのではなく、流れを考えることを意識したいと思います。
- ・（事業実施後の）アンケートや調査がおろそかになっていました。自分も楽しく事業を企画しようと思いました。

- ・(参加) 人数が少なくて、全てのグループの発表が聞けて良かった。その反面、折角良い研修でも参加者が少ないことは残念だった。



▲講義ではオンライン参加者も主体的に参加



▲個人ワーク後、意見を交換しながら事業を立案



▲会場・オンライン参加の班ともに事業報告を実施

記録者：葉騰・平野

令和6年度調査事業

調査委員会は県内公民館に関する調査、実践事例の収集等を行い、その成果を単位公民館へ還元することで、公民館の振興・発展を図ることを目的としており、これを達成するために調査委員での議論及び委員の所属自治体・ブロックから意見を聴取したうえで、令和6年度は3つのテーマを設定しました。

調査は各単位公連の事務局長を経由し、各市町の中央館（庶務担当館）へ依頼させていただきました。ご回答いただきました各施設担当者の皆さんへこの場を借りて御礼申し上げます。

各施設の実情などを取りまとめましたので、県内の傾向を把握し、業務の発展に向けてご活用いただければ幸いです。

令和6年度調査委員一同

調査事業目次

（1）主催教室・講座の実施における課題と参加費徴収・・・・・・・・・・・・・・・・	31
（2）施設使用料とキャッシュレス決済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
（3）施設管理の課題と運営形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
（4）アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62

※館山市・鴨川市・南房総市は回答なし

(1) 主催教室・講座の実施における課題と参加費徴収

調査票

①-1 主催講座・事業の実施において、課題と感じている点を選択してください。(複数回答可)									
1. 事業の企画	2. 講師の確保	3. 参加者の確保							
4. 予算(講師謝礼等)	5. 事業の継続	6. 他部局との連携							
7. 他機関との連携	8. その他	9. 特になし							
その他の内容									
選択した課題のうち、「特に課題と感じている点」と「その課題に対しての具体的な取組事例」を入力してください。									
①-2 令和5年度に実施した主催教室・講座の開催にあたり、参加者から費用を徴収した事業はありますか。(入場料などを要する発表会・観覧会などは除きます。)									
1. はい→①-5回答不要 2. いいえ→①-3・4回答不要									
①-3 徴収したことがある費用(一部・全額を問わない)を選択してください。(複数回答可)									
1. 材料費などの実費	2. 材料費以外の消耗品費	3. 公民館等の施設使用料							
4. 館外学習での参加者交通費	5. 館外学習での随員職員交通費	6. 講師謝礼							
7. その他									
その他の内容									
①-4 徴収した費用の取扱いを選択してください。(複数回答可)									
1. 徴収する前に全額施設職員が立て替え、先に講師に渡すまたは施設で材料を購入する									
2. 費用が全額集まるまで講師に渡すまたは施設で材料を購入せず、保管しておき、全額徴収してから購入する									
3. その他									
その他の内容									
①-5 工作や調理などの材料費が発生する場合の費用負担について選択してください。(複数回答可)									
1. 施設の予算(消耗品費など)で負担									
2. 施設の予算(講師謝礼・報償費など)に上乗せする形で負担									
3. その他									
その他の内容									
①-6 費用を徴収することや施設で負担することに関して、問題点・課題やそれを解決した方法などを入力してください。(自由記述)									

回答内容

①ー1 主催講座・事業の実施において、課題と感じている点を選択してください。(複数回答可)

1. 事業の企画	26	2. 講師の確保	20
3. 参加者の確保	21	4. 予算（講師謝礼等）	8
5. 事業の継続	7	6. 他部局との連携	4
7. 他機関との連携	3	8. その他	5
9. 特になし	0		

その他の内容

- ・様々な年代が心地よく利用できるような環境が整っていない。(バリアフリーやトイレのベビーチェア・ベッドなど)
- ・指定管理者との施設予約、確保に係る調整
- ・担当する職員
- ・若者や働き盛りと言われる年代の参加を増やすのが困難である。
- ・長年、公民館の直接事業として青少年の体験事業を実施できていない。

「特に課題と感じている点」「その課題に対しての具体的な取り組み事例」

- ・参加者の確保について、SNSやチラシ・ポスター・公民館だより等広報を充実し、広い範囲の方に伝えるよう努めている。
- ・参加者の確保のため、地域自治会、学校にチラシを配布。立地が悪い場所にある公民館では、館外に場所を借りて出張講座実施。
- ・地区ごとの課題解決や市内全体での課題解決に向け事業を実施しているが担当者の裁量により企画に差が生じる。
- ・周知が行き届いていない。取組みとして、子ども対象事業に関しては、学校を通じてSNSを利用した保護者への周知を行い、参加率が上がった。
- ・社会教育に効果的な事業の選定・企画。
- ・平日の日中に教室・講座を開催すると、若年層世代等の参加が難しい。そのため土日や勤労者が参加できるよう平日の夜間に教室・講座を開催するなど工夫。
- ・20代から40代を対象とした講座の参加者確保が難しく、ホームページやSNSを利用して周

知を図っている。

- ・市の広報で参加者を募集しているが、申込者が少ない講座はチラシを各所に配布したり、館内に案内掲示をしている。
- ・市民への学びの場の提供という点では人気の講座や長年支持されている講座はなるべく継続していきたいところだが、講師の年齢等の理由で継続が困難になることも。その場合は市内外問わず後任の講師がいなか積極的アポイントをするようにしている。
- ・参加者を確保するための事業企画の困難。→事業内容の見直し。
- ・講師の確保→施設を利用している団体に講師として協力を呼びかけている。
- ・講師の確保のため、各関係団体（文化協会・スポーツ推進員）等に協力を依頼している。
- ・予算の確保が課題。施設の維持管理に予算が割かれてしまい、講師報償費の予算が年々減っている。
- ・講師の確保について、町が求めている講座の内容と、講師がやりたい講座の内容が合致しない。
- ・講座の企画をして、講師を探すことが難しい。
- ・参加者の定員割れを防ぐため、広報・防災無線・スーパーの掲示・町が運営するアプリ等を利用し周知に務めている。
- ・参加者確保のため、①基本的に事前申込制にはしない、②HPやメディアへのプレスリリースの促進などを行っている。
- ・事業の企画において、各教室の最終日にアンケートをとり、ニーズの把握に努めている。
- ・年々、主催事業への参加者が減少してきている状況にある。マンネリ化しているのか、それとも事業自体が時代に即していないのか難しい課題である。
- ・参加者の確保について、町報の周知を積極的に行っている。
- ・参加者への周知は市公式LINEを活用している。
- ・予算が少ないので大学教授など質の高い講師を設定できない。
- ・参加者の確保についてホームページ、広報などで広く周知する。
- ・事業の企画・講師の確保に関しては市内の他の公民館や他の市町村などの講座等を参考にして、講師の紹介などをしてもらう。
- ・講師の確保と予算について、特に歴史講座などそれなりに高度な知識を求められた講座の場合、地元からの選出が難しく遠方からの来館となると交通費や大学講師に準じた講師料が必要となる。生涯学習センターと同じ講師を呼ぶ場合でも公民館ではセンターのように高額謝礼が難しい。

- ・事業の企画について、①公民館は社会教育を行う場であるが、「安く参加できるイベント」を求めている傾向を感じる。具体的な取り組みとして、挨拶の中で、社会教育の場である旨を伝える。イベント的な楽しい内容を加味する。②子育て家庭支援では、令和元年度の幼児教育・保育の無償化がスタートし対象者が少なくなっている。具体的な取り組みとして、土・日に開催している。
- ・事業の企画や講師の確保については、常に地域住民や社会全体のニーズ、動向に気を配り、講師や受講者、市教委や社会教育指導員との情報交換を大切に、講師の確保、開拓に努めている。
- ・特に課題を感じているのは「参加者の確保」である。その課題に対して開催日時を検討したり、広報に力を入れるようにしているが、改善するには至っていない。
- ・事業の企画：長期にわたって実施している講座（10年以上継続している講座）では新しい講師を招聘したりして内容の充実を図っている。アンケート結果をもとに新しい講座の企画や講師を考えている。（マンネリ化防止・社会情勢を考慮・地域との連携など）
- ・事業の企画について、市長部局でも様々な市民を対象とする講座が行われている中、教育機関の行う教育事業としての講座のあり方について課題を感じている。館内の事業担当者で定例的な打ち合わせを持ち、適宜事業の見直しと相互評価を行いながら事業のあり方について検討を進めている。
- ・参加者の確保については事業ごとにチラシを作成し、公民館だより・市SNS・市HPで周知するほか、公民館事業に参加するハードルを下げるためにオンライン申込を導入した。
- ・参加者の確保は課題と感じており、一部の家庭教育学級では、学校公開日に講座を開催するなど、参加者が参加しやすい状況を試みるなどの工夫を行っている。

①ー2 令和5年度に実施した主催教室・講座の開催にあたり、参加者から費用を徴収した事業はありますか。（入場料などを要する発表会・観覧会などは除きます。）

1. はい 25

2. いいえ 4

①ー3 徴収したことがある費用（一部・全額を問わない）を選択してください。（複数回答可）

1. 材料費などの実費	26	2. 材料費以外の消耗品費	6
3. 公民館等の施設使用料	0	4. 館外学習での参加者交通費	9
5. 館外学習での随員職員交通費	0	6. 講師謝礼	1
7. その他	1		

その他の内容

- ・参加者保険料

①ー4 徴収した費用の取扱いを選択してください。（複数回答可）

1. 徴収する前に全額施設職員が立て替え、先に講師に渡すまたは施設で材料を購入する。 6
2. 費用が全額集まるまで講師に渡すまたは施設で材料を購入せず、保管しておき、全額徴収してから購入する。 5
3. その他 8

その他の内容

- ・徴収した費用は公民館の収入として受け入れ、支出予算から材料を購入する。公民館での購入が難しい場合は講師に謝礼を上乗せし、用意（購入）をしてもらう。
- ・事業当日に徴収し講師に渡している。また、保険料等は施設職員が立て替え支払いを行っている。他館では当日まで金庫で保管し、必要に応じて直接支出するケースもあったが、令和7年度以降は見直しする予定。
- ・講座に要する材料などは公民館で事前購入。実費分を、初回講座時に徴収する。
- ・徴収する前に全額講師が立て替え、開催日に徴収した費用をお渡しする。
- ・講師が材料等を事前に用意してくれるため、当日参加者から徴収して講師に支払う。
- ・当日までに徴収し、講師に材料費として支払う
- ・講師に購入してもらっているため、講師に立て替えてもらい、講座当日に参加者より金額を徴収、講師へ渡している。
- ・材料はすべて講師が購入するため、講師が各教室毎に徴収している。材料の準備も講師が行うため講師が立て替え、講座実施時に徴収した材料費を渡している。

①ー5 工作や調理などの材料費が発生する場合の費用負担について選択してください。(複数回答可)

1. 施設の予算（消耗品費等）で負担 8
2. 施設の予算（講師謝礼・報償費など）に上乗せする形で負担 2
3. その他 11

その他の内容

- ・実費徴収金として参加者が負担。
- ・受益者負担を原則とし、主として参加者が材料費として負担。
- ・参加者が負担する。
- ・講座申込時に徴収する。
- ・材料費については、受講生の自己負担。
- ・材料費が高額になる場合は、参加者負担をお願いするケースもある。
- ・参加者の物になる分については、原則参加者負担、共通に使用する（例：のりやボンド等）ものについては、施設の消耗品費で負担するものもあり。

①ー6 費用を徴収することや施設で負担することに関して、問題点・課題やそれを解決した方法などを入力してください。(自由記述)

- ・特に問題はないが、事務手続き上、講師に材料を購入してもらった場合（実質的な立替え）であっても、振込となるが、講師からは現金での当日支払いを望む声がある。
- ・不正行為防止の観点から、令和7年度からは市予算会計規則に基づき取り扱うこととし、現在予算化に向けて動いている。
- ・講師が材料をあらかじめ購入している場合、急な欠席が出た際に赤字となってしまう。キャンセル期限を設け、その日以降のキャンセルは費用がかかる旨お伝えし、後日徴収する。
- ・当日参加者が欠席した場合は、講師に作成等をお願いし職員が材料費等を立替えして講師に支払い、後日参加者から徴収してその成果物を渡す。
- ・急な欠席があった場合の材料費のやりとり。直接現金のやりとりをするのでお釣りや安全面の問題。
- ・受益者負担の原則に則り運営しており、特に問題は起こっていない。

- ・調理系の講座について、材料の使いまわしはできないため、急に欠席した場合は参加者に負担してもらおうこととしているが、「欠席の連絡をした」と言い張る事例があり対応に困る。
- ・状況により費用の返還が生じることがあり、業務の負担となっている。
- ・特になし。あくまでも実費徴収のため、参加者からも特段意見などはない。
- ・教室開催の案内文に、費用負担について明記している。
- ・極力、参加者の負担を少なくしていく努力はしている。
- ・当日キャンセルの場合は、全額申し込み者負担と事前に伝えているが、連絡の取れなくなる方がいる場合は施設負担になってしまう。
- ・当日、欠席した参加者の材料費等の扱い、参加しなくても支払いをお願いしている。
- ・バス研修の交通費は、均等割りして集金し、不足分や欠席分は施設の予算で負担してもらっている。材料費を要する講座は、欠席やキャンセルの場合は参加者負担を基本として了解の上、応募してもらっている。
- ・材料費がかかる講座で当日欠席の場合は、後日参加費を徴収。

調査者所感

- ・多くの公民館で「事業の企画」「講師の確保」「参加者の確保」について課題と感じているとの回答があった。また、「指定管理者との調整」を課題として挙げている公民館もあり、同制度導入に関する課題として、改めて認識される。とりわけ「参加者の確保」について、若年層への事業の周知、予算の確保が課題であるという回答が目立った。課題解決のため、事前申込制にしない、HPやSNSの活用、自治会や学校へのチラシ配布、参加者の参加しやすい日時の設定といった方法が挙げられている。
- ・主催事業における参加費の徴収については、ほとんどの公民館が「実施事業あり」と回答した。ほとんどが「材料費などの実費」を徴収していると回答したが、「材料費以外の消耗品費」「館外学習での参加者交通費」「保険料」を徴収しているという回答も一定数確認できた。
- ・徴収した費用の取り扱いについては、館によってかなり回答が分かれたが、「徴収前に職員が立替もしくは施設で材料を購入する」との回答が多く、事業内容や講師によって徴収方法を変えているように見受けられる。その他として「講師が立替え、講座当日に参加者より徴収する」という回答が多かった。
- ・材料費の費用負担については、回答したほとんどの公民館で参加者負担としている。これは原則

受益者負担との考えがもとにあるだろうが、財政的な面も影響していると考えられる。

- ・参加者徴収にあたっての課題として、「急な欠席があった場合の材料費のやりとり」「直接現金を取り扱うこと」が挙げられた。またそれらの課題について参加者とトラブルになるケースがあるとの回答もあった。
- ・本項目における調査では、事業実施における課題点が、ある程度共通していることが確認できた。このような調査活動を継続していくことで、公民館相互での情報交換が行われ、それぞれの地域に応じた課題解決策を導き出すことが出来るのではないかと思う。

調査者：江澤

(2) 施設使用料とキャッシュレス決済

調査票

②-1 施設使用料の減額・免除・加算に関する規定はありますか。(複数回答可)									
1. 全て無料である→②-2～6回答不要					2. 免除規定がある→②-3回答不要				
3. 減額規定がある→②-3回答不要					4. 加算規定がある→②-2回答不要				
5. その他									
その他の内容									

②-2 施設使用料の免除または減額の規定に該当する団体を選択してください。(複数回答可)									
1. 当該施設を管理する市町村(首長部局・行政委員会など)									
2. 当該施設を管理する市町村が設置する機関(市町村立学校・幼稚園・保育所など)									
3. 当該施設を管理する市町村以外の行政機関(省庁・都道府県庁・他市町村・事務組合など)									
4. 当該施設を管理する市町村以外の行政機関が設置する機関(県立学校など)									
5. 社会教育関係団体(社会教育法第10条関係:サークル・子ども会・PTA・文化協会など)									
6. 公共的団体(単一の自治会・自治会連合組織・各種協会など)									
7. 福祉団体 8. 社会福祉協議会 9. 障害者福祉団体									
10. 市町村などが委嘱した委員で構成される団体(民生児童委員・スポーツ推進委員会など)									
11. 営利団体(株式会社・合資会社・合同会社・合名会社・有限会社・社会福祉法人・個人事業主など)									
12. 各種組合(労働組合・農業協同組合・漁業協同組合・マンション管理組合など)									
13. NPO法人 14. NPO任意団体 15. 私立の幼稚園・学校・保育園など 16. その他団体									
その他の内容									
免除:									
減額:									
免除に該当するもの(その他除く)									
減額に該当するもの(その他除く)									
回答内容の注釈(自治体の区域内外規定や行事対象者による区分・細分規定など)									

②-3 加算の規定に該当する団体や使用を選択してください。(複数回答可)									
1. 営利性のある団体			2. 当該施設を管理する自治体外の団体			3. 空調稼働時期の使用			
4. 休日の使用			5. 特定の時間帯の使用(夜間・早朝など)			6. その他			
その他の内容									

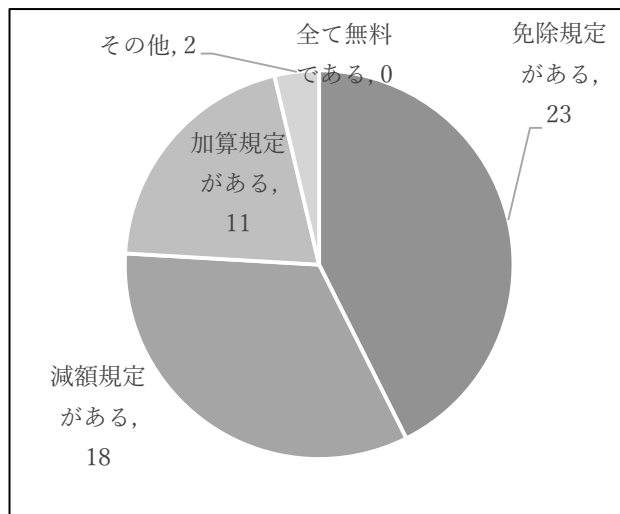
②-4	施設使用料の受領後に、空調・施設・設備などの不良が判明した場合、使用料の全額または一部返金を行っていますか。									
	1. 行っている			2. 行っていない			3. その他			
	その他の内容									
②-5	対応している施設使用料の納付方法を選択してください。(複数回答可)									
	1. 交通系電子マネー (Suica・PASMOなど)		2. 流通系電子マネー (nanaco・WAON・楽天Edyなど)							
	3. クレジットカード (iD・QUICPayなど含む)		4. QRコード決済 (d払い・楽天ペイ・PayPayなど)							
	5. 金融機関での振込		6. 現金 (窓口など)							
	7. 現金 (券売機など)		8. その他							
	その他の内容									
1～4を選択した場合は決済業者を入力してください。(自由記述)										
6・7を選択した場合は支払可能時間を入力してください。(例: 9:00～17:00)										
②-6	施設使用料の減額・免除・加算や納付方法について、問題点や課題、それを解決した方法などがありましたら入力してください。(自由記述)									

②-7	当日、空いている部屋(要使用許可等)の使用申し出があった場合についての取扱いを選択してください。(複数回答可)										
1. 使用申請の期限が決まっているため、使用させない。 2. 使用申請の期限が決まっているが、当日に使用申請書を提出させたくて使用させる。 3. 使用申請の期限が決まっているが、特例で使用申請書を提出することなく使用させる。 4. 使用申請の期限が決まっていないため、使用させる。 5. その他											
その他の内容											
2～3を選択した場合、当日または後日での施設使用料の納付方法を選択してください。(複数回答可)											
1. 交通系電子マネー(Suica・PASMOなど) 2. 流通系電子マネー(nanaco・WAON・楽天Edyなど) 3. クレジットカード(iD・QUICPayなど含む) 4. QRコード決済(d払い・楽天ペイ・PayPayなど) 5. 金融機関での振込 6. 現金(窓口など) 7. 現金(券売機など) 8. その他											
その他の内容											
②-8	施設使用申請が必要な部屋の個人利用(図書室やフリースペースを除く)を認めていますか。										
1. 認めている 2. 認めていない 3. 内容によって認めている											
内容によって認めているの詳細											

回答内容

②ー１ 施設使用料の減額・免除・加算に関する規定はありますか。(複数回答可)

1. 全て無料である 0
2. 免除規定がある 23
3. 減額規定がある 18
4. 加算規定がある 11
5. その他 2



・各当該公民館対象区域の住民を主とした君津市民による集会・学習・交流活動であり、「生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するもの。」という社会教育法（以下「法」という）第20条の目的に合致し、法第22条第6号の「公共的利用」とみなすことができる活動は「無料」での利用にあたる。この規定に該当しないものは、目的外使用（有料）にあたる。（君津市公民館の設置及び管理に関する条例第10条）

・公民館施設がない。

・原則無料であるが、市外住民の使用は有料。

②ー２ 施設使用料の免除または減額の規定に該当する団体を選択してください。(複数回答可)

<免除団体>

1. 当該施設を管理する市町村（首長部局・行政委員会など） 22
2. 当該施設を管理する市町村が設置する機関（市町村立学校・幼稚園・保育所など） 21
3. 当該施設を管理する市町村以外の行政機関
（省庁・都道府県庁・他市町村・事務組合など） 16
4. 当該施設を管理する市町村以外の行政機関が設置する機関（県立学校など） 15
5. 社会教育関係団体
（社会教育法第10条関係：サークル・子ども会・PTA・文化協会など） 15
6. 公共的団体（単一の自治会・自治会連合組織・各種協会など） 11
7. 福祉団体 9
8. 社会福祉協議会 18
9. 障害者福祉団体 12

10. 市町村などが委嘱した委員で構成される団体

(民生児童委員・スポーツ推進委員会など) 16

11. 営利団体(株式会社・合資会社・合同会社・合名会社・有限会社・社会福祉法人・個人事業主など) 0

12. 各種組合(労働組合・農業協同組合・漁業協同組合・マンション管理組合など) 0

13. NPO法人 2

14. NPO任意団体 0

15. 私立の幼稚園・学校・保育園など 4

16. その他団体 0

・文化団体、スポーツ協会加盟団体、PTA連絡協議会、南市原里山会議会員加盟団体、ボランティアセンター登録団体

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を主要な構成員とした団体

・市内在住又は在勤で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けた者とその介護人が個人で使用する時。

・町、町教育委員会が補助金を交付している団体。

・市の後援により使用する時。その他教育委員会が特に必要と認めるとき

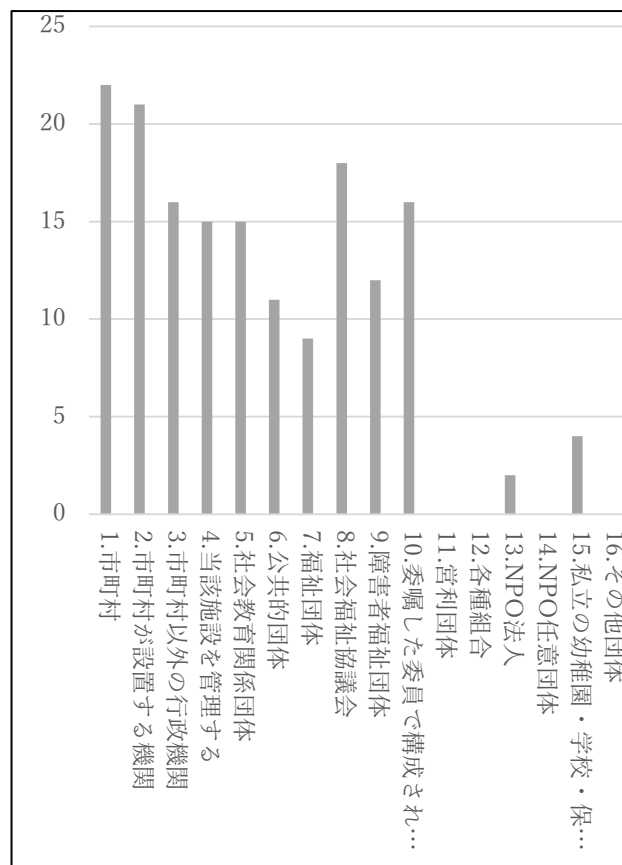
・船橋市消防団、船橋市赤十字奉仕団、町会・自治会連合組織

・市(市の機関を含む。)が利用する場合

・市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合

・市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合

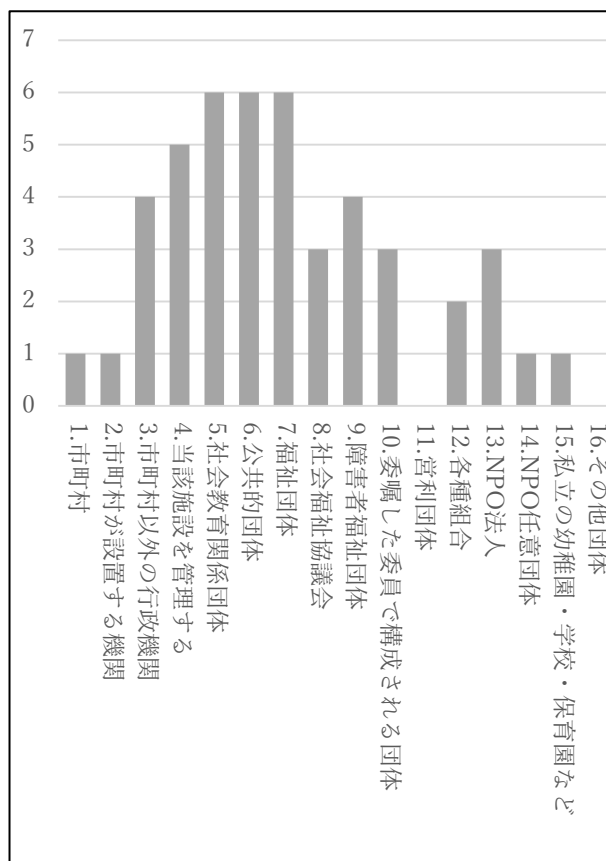
・市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体(所属団体を含む。)がその目的を達成するために利用する場合



- ・災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
- ・市内幼稚園、学校及び公的教育団体が教育活動として使用。社会教育団体（市が関与または運営を支援・助成する団体等）。社会福祉団体（市が関与または運営を支援、助成する団体、障がい者福祉を目的とした活動で使用する団体等）。その他、教育委員会が公益上特に必要と認める場合。

＜減額団体＞

1. 当該施設を管理する市町村（首長部局・行政委員会など） 1
2. 当該施設を管理する市町村が設置する機関（市町村立学校・幼稚園・保育所など） 1
3. 当該施設を管理する市町村以外の行政機関（省庁・都道府県庁・他市町村・事務組合など） 4
4. 当該施設を管理する市町村以外の行政機関が設置する機関（県立学校など） 5
5. 社会教育関係団体
（社会教育法第10条関係：サークル・子ども会・PTA・文化協会など） 6
6. 公共的団体（単一の自治会・自治会連合組織・各種協会など） 6
7. 福祉団体 6
8. 社会福祉協議会 3
9. 障害者福祉団体 4
10. 市町村などが委嘱した委員で構成される団体（民生児童委員・スポーツ推進委員会など） 3
11. 営利団体（株式会社・合資会社・合同会社・合名会社・有限会社・社会福祉法人・個人事業主など） 0
12. 各種組合（労働組合・農業協同組合・漁業協同組合・マンション管理組合など） 2
13. NPO法人 3
14. NPO任意団体 1



15. 私立の幼稚園・学校・保育園など 1

16. その他団体 0

- ・市内在住の中学生以下の児童及び生徒が10人以上で構成する団体が使用するとき。
市内在住の高齢者の団体（構成員5人以上かつ半数以上が65歳以上の団体）が使用するとき。
市内在住又は在勤で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けた者とその介護人が過半数を占める団体が使用するとき。
- ・公民館自主活動登録団体
- ・市の後援により使用するとき。その他教育委員会が特に必要と認めるとき
- ・市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合
- ・市の区域外（以下「市外」という。）の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合
- ・教育委員会が判断したとき

<回答内容の注釈>

- ・「1・3・5・6・7・8・9・10」⇒無条件、「2・4・15」⇒当該団体の設置目的を実現する事業のみ
- ・3について、当市が加入している事務組合又は千葉県が当市市民を対象に開催するものに限り免除。4について、市内にある高等学校が課外活動で使用するため学校長が申請を行った場合は免除、市内にある高等学校が練習活動及び課外活動で使用する場合は減額。15について、市内の幼稚園、小中学校、保育所、認定こども園が課外活動として使用する場合は免除。
- ・町が委嘱する場合、共催する事業に使用する場合、町の事業に協力する団体が所管課より申請のある場合等条件がある。
- ・浦安市公民館管理規則第9条の規定により、該当団体は申請をし、教育委員会が審査・承認を行う。
- ・6は、自治会の総会は免除、それ以外は減免。交通安全協会の運転免許更新時講習は減免としている。
- ・5以下は、当該団体の主たる活動目的に関することのみ。利用目的で判断します。
- ・使用者が教育事業その他公益のために公民館を使用する場合は使用料の全部または一部を免除することができる」と条例に定められている。そのため、上記「免除に該当するもの」に記載がなく

とも、団体の活動内容によっては免除や減額になる場合もある。

- ・免除：5，6，7に規定する使用者が行う青少年育成を目的とした活動で使用する場合で、使用の半数以上の者が中学生以下の者であるとき。
- ・5，6，7使用者及び市の後援に規定する使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収して使用するとき、使用料を減額しない。
- ・市内の団体に限る

例：福祉団体でも、市外の場合は原則料金を徴収する。また、市内とは半数以上が市内に在住するなどの制約あり

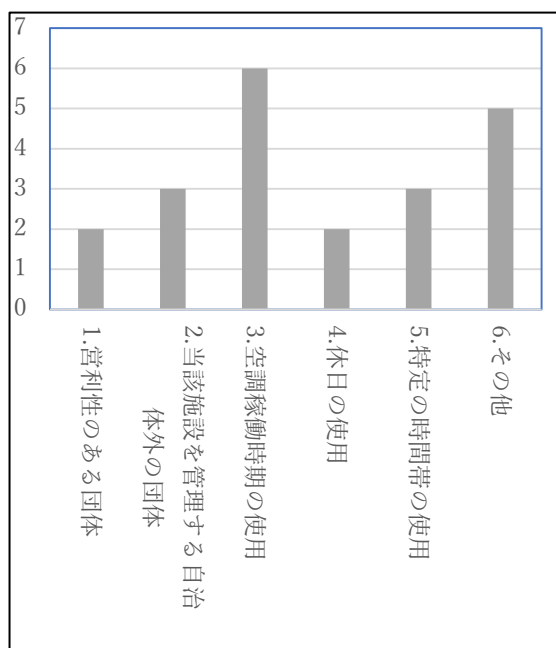
- ・5→町及び教育委員会が事務局的立場にある団体7・8・9→多古町内の社会福祉団体
- ・市・市教育委員会（主催・共催）、国・都道府県・他市町村（主催・共催）、一部事務組合（主催・共催）

②-3 加算の規定に該当する団体や使用を選択して

ください。（複数回答可）

1. 営利性のある団体 2
2. 当該施設を管理する自治体外の団体 3
3. 空調稼働時期の使用 6
4. 休日の使用 2
5. 特定の時間帯の使用（夜間・早朝など） 3
6. その他 5

- ・町外の者
- ・使用者の半数を町外の者が占める場合は5割の加算
- ・構成員のうち市内在住・在勤・在学者が半数未満の一般団体（市外一般団体）が使用する場合は、基本使用料の1.5倍の額。
- ・市民でない者が使用する場合は加算する。
- ・市外の団体
- ・入場料を徴収する公演・講習等を行う団体



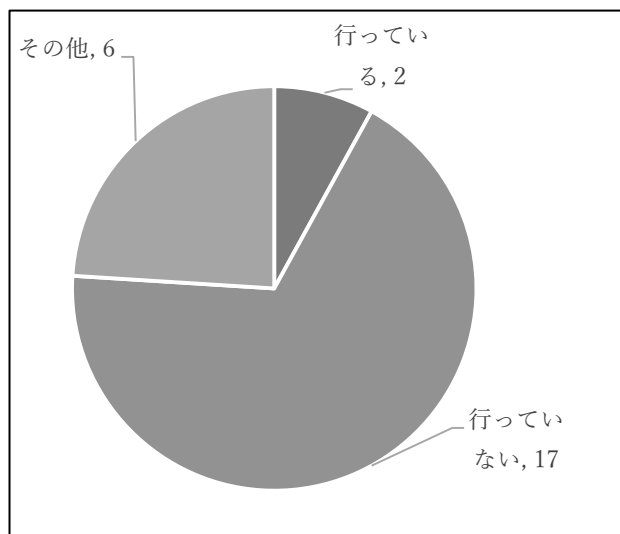
②－４ 施設使用料の受領後に、空調・施設・設備などの不良が判明した場合、使用料の全額または一部返金を行っていますか。

1. 行っている 2

2. 行っていない 17

3. その他 6

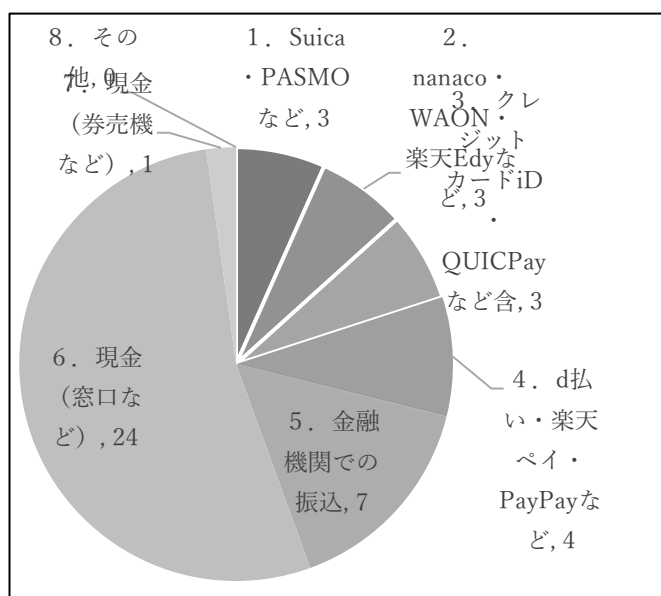
- ・状況に応じて対応。返金をする場合もある。
- ・別の部屋を案内したり、暖房器具を持ち込むなどして部屋を使用できるように調整する。
- ・状況によっては返金の可能性はあるが、当日の使用直前に徴収しているため返金の事例はない
- ・前例がないが、同様の事例が発生した際は条例に基づいて還付する。【参考】船橋市公民館条例第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任でない理由により、使用することができなくなったときは、使用料を還付することができる。
- ・基本は返金対応であるが、相手方が不良を了承した上で利用している場合は返金などは行っていない。
- ・受領後に判明した事例はないが、そうなった場合は返金することとなる。



②ー5 対応している施設使用料の納付方法を選択してください。(複数回答可)

1. 交通系電子マネー (Suica・PASMOなど) 3
2. 流通系電子マネー (nanaco・WAON・楽天Edyなど) 3
3. クレジットカード (iD・QUICPayなど含む) 3
4. QRコード決済 (d払い・楽天ペイ・PayPayなど) 4

5. 金融機関での振込 7
6. 現金 (窓口など) 24
7. 現金 (券売機など) 1
8. その他 0



<1～4の場合の決済業者>

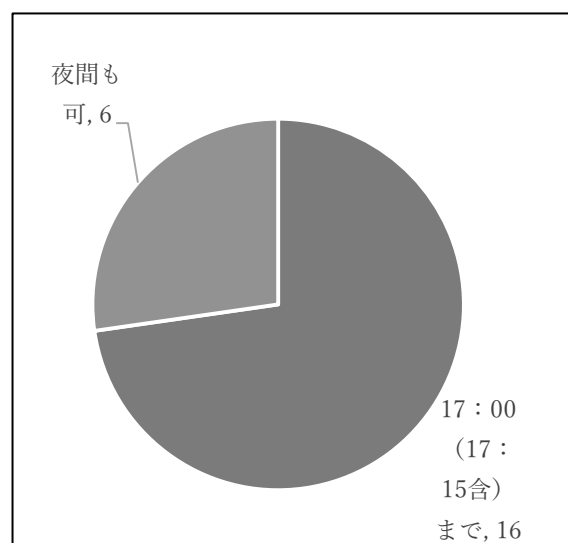
- ・TSUBASA
- ・ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社

社

- ・PayPay
- ・VISA, JCB, WAON, DISCOVER, DINERSクラブ、auPay, Rpay, Quicpay, アメリカンエクスプレス、マスターカード、スイカ、ナナコ、アクアコイン、パスモ、ID、アクアコイン

<現金の場合の支払い可能時間>

- ・9時～17時 7
- ・8時30分～17時15分 3
- ・8時30分～21時 (祝日は8時30分～17時) 2
- ・8時30分～17時
- ・8時30分～17時※夜間利用がある場合は、閉館前まで
- ・平日8時30分～17時15分



- ・平日8時30分～17時（電子決済の場合もこの時間のみ対応）
- ・平日火曜～金曜9時～17時15分
- ・9時～17時（夜間利用がある場合は22時まで）
- ・月～土9時～22時、日9時～17時
- ・9時～21時
- ・9時～22時
- ・9時～当日利用団体が使用する最終時間
- ・開館時間中。支払いは使用日当日の鍵の受け渡し前に行う。

②－6 施設使用料の減額・免除・加算や納付方法について、問題点や課題、それを解決した方法などがありましたら入力してください。（自由記述）

- ・施設使用料の納付は、現在、現金支払いのみであるが、市ではキャッシュレス決済の導入を検討している。若い人向けにはキャッシュレス決済導入は効果があるものの、使えるキャッシュレス決済の種類や還付などに課題も多いと思われる。また、高齢者向けには、現金払いも継続しなければならないことから、キャッシュレス決済と現金払いの両方を行わなければならない、会計が煩雑となることが予想される。
- ・問題 減免になっている団体は支払いがないためか不来場になりやすい。
- ・対策 ペナルティポイント3Pを付け、4Pになった場合一定の期間予約ができないようにしてある。
- ・利用者のほとんどが前から使用している団体であるため、空調の加算が徴収できていない。
- ・減額・免除対象団体が多く、事務が煩雑化している。
- ・市長の特例による減免の際、現場に情報が来ていない等により混乱しがちである。
- ・課題：納付方法については、窓口での現金支払いのため、利用者側からすればより多様な支払手段があった方がよい。
- ・加算額について公民館では1.5倍だが、他の施設（スポーツ施設等）では2倍と統一されていない。
- ・有料団体扱いになることを嫌がる団体もあり、その場合は当市の減額規定に当てはまるよう適切な機関等に参加するようすすめる等している。
- ・本来は使用料の減免対象でない申請者が、減免対象である申請者を通じて利用申請することで減

免を試みたことがあった。このことについて、申請者の確認だけでなく、真の主催団体がどこなのか精査し適切に減免を行っている。

②ー 7 当日、空いている部屋（要使用許可等）の使用申し出があった場合についての取扱いを選択してください。（複数回答可）

1. 使用申請の期限が決まっているため、使用させない。

5

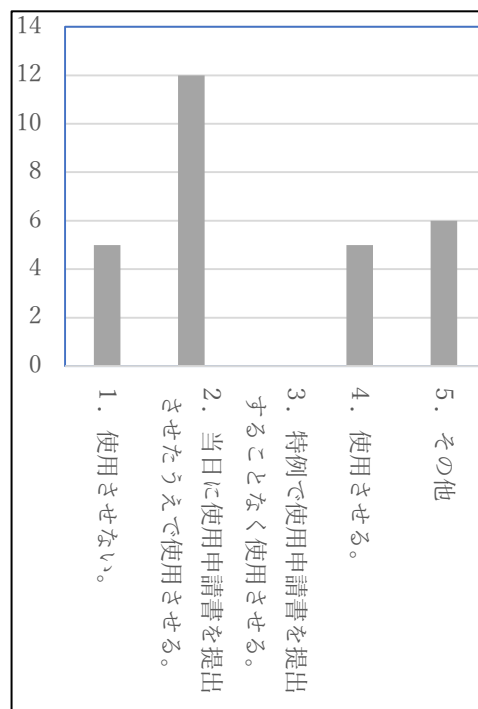
2. 使用申請の期限が決まっているが、当日に使用申請書を提出させたいうえで使用させる。 1 2

3. 使用申請の期限が決まっているが、特例で使用申請書を提出することなく使用させる。 0

4. 使用申請の期限が決まっていないため、使用させる。

5

5. その他 6



・利用者自身が申請できる期間は、窓口では前日の午後9

時まで（祝日は午後5時まで）、インターネットでは前日の午前0時まで。施設利用については窓口や電話予約の他、インターネットの予約システムを使っているが、当日利用については窓口又は電話でしか予約出来ない。そのため当日の空きについては窓口又は電話で予約申請をして使用となっている。

・公民館登録サークル・団体に限り、登録時の活動内容で、午前9時～午後5時までに限り、使用申請書を提出させたいうえで使用させる。（使用料は全額減免）

・使用日の午後5時まで使用申請が可能となっているため、時間内の申請であれば通常どおり使用申請書を提出させて使用させている。午後5時以降は規定どおり使用をさせない。

・当日夜（18：00～21：00）の利用は、当日17：00までに支払いできなければ使用できない。

・夜間の時間帯（17：00～21：00）以外は使用させる。

・使用料が発生しない使用のみ認め、使用料が発生する場合は前納できないので認めない。

< 2または3の場合の納付方法>

1. 交通系電子マネー

(Suica・PASMOなど) 1

2. 流通系電子マネー (nanaco・

WAON・楽天Edyなど) 1

3. クレジットカード (iD・QUICPay
など含む) 1

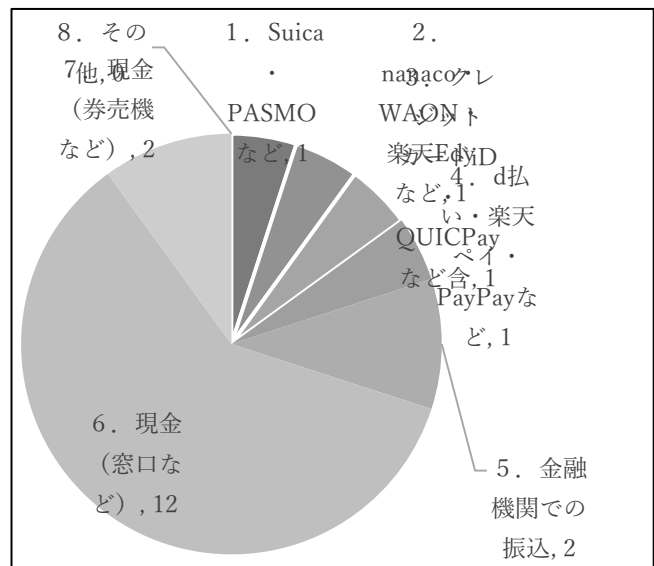
4. QRコード決済 (d払い・楽天ペイ・
PayPayなど) 1

5. 金融機関での振込 2

6. 現金 (窓口など) 12

7. 現金 (券売機など) 2

8. その他 0



・公民館の目的外使用団体 (有料団体) には、使用を許可しないため、使用料の支払いは生じない。

②ー8 施設使用申請が必要な部屋の個人利用 (図書室やフリースペースを除く) を認めていますか。

1. 認めている 12

2. 認めていない 10

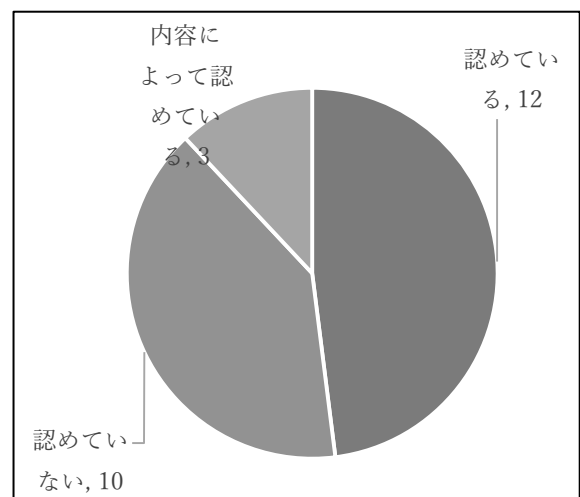
3. 内容によって認めている 3

・利用日当日に諸室に空きがある場合のみ許可。但し、高校生以下の利用は不可。

・通常の団体利用と同じ (社会教育法23条に抵触しない活動であること、公民館の利用規則に則った活動であることなど)

・次の全てを満たす場合に個人利用を認めている。

1 8歳未満の方のみの利用ではないこと・営利を目的とするものではないこと・政治的目的を有するものではないこと・宗教的目的を有するものではないこと・公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあるものではないこと



調査者所感

- ・施設使用料の減額・免除・加算について、ほとんどの自治体で、市町村、市町村が設置する機関は免除されている。

また、多くの自治体で、市町村以外の行政機関が設置する機関、市町村以外の行政機関、社会教育関係団体、社会福祉協議会、障害者福祉団体、市町村による委嘱団体、が設置する機関は免除されている。

一方で、営利団体、各種組合、NPO任意団体に対しては、免除にしている自治体はなかった。減額規定を設けているものの、減額対象となる団体については自治体によってバラバラであった。

- ・使用料の納付方法について、キャッシュレス化が進んでいる自治体は、交通系・流通系電子マネー・クレジットカード・QRコード決済など、多様な支払い方法が選択できるように整備されているが、ほとんどの自治体では、いまだに現金のみを取り扱っている。コロナ禍を経て、キャッシュレス化など利便性を求める声も高まってきているが、多岐にわたる決済手段、決済業者への手数料、還付、増加する高齢者への対応などの問題が、キャッシュレス化に踏み切れずにいる主要因であると推察される。なお、現金（券売機含む）の取扱いは、3分の2の自治体が夜間は受け付けておらず、このことも利便性を問われることの一因となっていると考えられる。
- ・半数以上の自治体が、個人利用を認めている。利便性の向上を求める声から、個人利用を認める自治体が増えてきている。

調査者：宮下

(3) 施設管理の課題と運営形態

調査票

③-1 施設の管理運営において、課題と感じている点を選択してください。(複数回答可)											
1. 施設の老朽化	2. 施設のバリアフリー化	3. 職員の不足									
4. 予算	5. 利用団体(サークル)	6. 利用者の減少									
7. 利用料の徴収	8. 他部署との連携	9. 施設の予約									
10. 職員の研修	11. その他	12. 特になし									
その他の内容											
選択した課題のうち、「特に課題と感じている点」と「その課題に対しての具体的な取組事例」を入力してください。											
上記以外で施設の課題と感じている点を入力してください。											

③-2 施設の管理形態を選択してください。											
1. 教育委員会管理のもと直営→③-4・5回答不要											
2. 教育委員会管理のもと指定管理者制度導入または委託→③-3・5回答不要											
3. 首長部局管理のもと直営→③-3・4回答不要											
4. 首長部局管理のもと指定管理者制度導入または委託→③-3回答不要											
5. その他											
その他の内容											

③-3 今後の施設の管理形態の展望について選択してください。(複数回答可)											
1. 教育委員会管理のもと直営から変更する議論はない											
2. 指定管理者制度導入に向けて着手している											
3. 指定管理者制度導入について調査・検討している											
4. 市長部局へ移管(コミュニティセンター化など)に向けて着手している											
5. 市長部局へ移管(コミュニティセンター化など)について調査・検討している											
6. 施設の閉鎖に向けて着手・調査・検討している											
7. その他											
その他の内容											

③-4 指定管理者制度または委託を導入した理由を選択してください。(複数回答可)	
1. より充実した社会教育事業の実施 2. 職員数や予算の削減 3. 民間視点を取り入れた経営の効率化 4. 政策的判断 5. その他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
その他の内容	
③-5 首長部局へ移管した理由を選択してください。(複数回答可)	
1. 地域組織との連携強化 2. 職員数や予算の削減 3. 社会教育法の制約から外すため 4. 施設使用料の有料化 5. 政策的判断 6. その他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
その他の内容	
③-6 施設の指定管理者制度または委託、首長部局への移管などを実施したことによるメリット・デメリットや特記事項(使用可能団体の変化・移行へのハードル・審議会や教育委員会での説明有無・条例整備など)を入力してください。	
実施していない施設は直面している現状などを入力してください。	

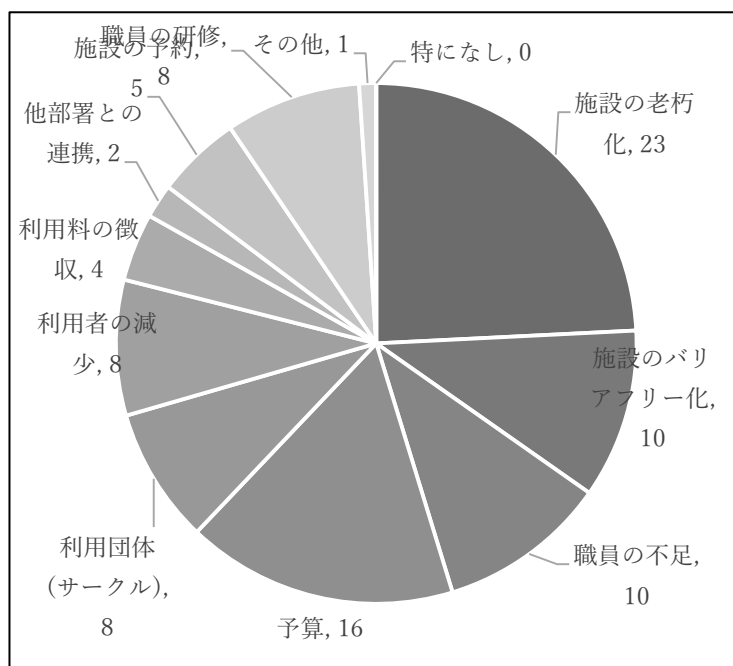
回答内容

③ー１ 施設の管理運営において、課題と感じている点を選択してください。(複数回答可)

①施設の老朽化 23

・施設の老朽化については、施設保全計画を作成し、計画的に施設の再整備を行っていく。

・施設、設備の老朽化に伴い、複数の館で空調や水回り、消防設備等の修繕が頻発している。予算編成時に予定した修繕を後回しにして前述の修繕を優先するため、設備修繕・更新の延期が常態化しており、予算編成が困難になっている。



- ・施設については、改修等を行っているが、エレベーターが無いので車いすでの利用が難しい。
- ・屋根の老朽化による雨漏り、更新時期が先のため現時点では簡易的な補修のみを行っている。
- ・優先順位を決め、修繕する。
- ・修繕箇所が多く、優先順位を決め、直せるところから取り組んでいる。
- ・空調機器の故障、雨漏り等が発生している。適宜対応をしているが、昨今の物価上昇に伴い多額の経費がかかる。また、2027年に蛍光灯が廃止されることから照明関係の更新を早期に実施する必要がある。これらの課題の内、照明器具については、当館が役場庁舎と一体となっていることから、庁舎と併せて更新することで費用の削減を図れる。
- ・具体的な取り組みはしていない。
- ・開設から42年が経過しているため、毎年修繕や工事を行っている状況である。
- ・老朽化により修繕費が高むことから、維持管理費の抑制が課題である。
- ・施設の老朽化、未バリアフリー化。特に貸出す部屋が当館は2階に集中しているため、エレベーターの未設置やトイレは課題となっている。現在、今後の改修か新築について検討委員会を設置、協議中。
- ・大規模修繕などは財政面で非常に厳しい状況であるため、老朽化はますます度を増していくと思われる。

- ・施設の老朽化が進んでいるが、補修等の予算が不足している。
- ・施設建築から46年が経過し、給排水管の腐食による漏水、雨漏り、エレベーターの修理部品が無いことなど、修繕対応による施設の維持管理に限界がきており、早目に修繕を行うことにより、なんとか施設の維持を行っている。
- ・施設の老朽化により、突発的な修繕が生じる場合があり、予算の確保に苦慮している。

②施設のバリアフリー化 10

- ・施設については、改修等を行っているが、エレベーターが無いので車いすでの利用が難しい。

③職員の不足 10

- ・令和6年度に1名の増員はあったものの、人事課へ増員要望を行うも十分な人員増は見込めない。
- ・職員の不足を課題と感じており、交流センターになってからは特に顕著である。現時点は具体的な取組は行えていないが、効率化を図っていくことが急務であると考えている。

④予算 16

- ・具体的な取り組みはしていない。

⑤利用団体（サークル） 8

- ・利用団体の高齢化により減少傾向にある。
- ・利用者団体の高齢化によって、会員数が減少し、継続が難しくなっている。
- ・利用者が高齢化しており、特に登録サークル数の減少が顕著だと感じている。主催講座から登録サークルを立ち上げるように働きかけたり、サークル登録申請希望者へのサポートを行ったりと改善に取り組んではいるものの、減少に歯止めが効かない状態である。「通いの場」（市から補助金が支給されている）に認定されている団体でも、サークルの登録が認められていることで、“認定”と“登録”の条件の違いから支障をきたすことがある。

⑥利用者の減少 8

- ・利用者の減少について、コロナ禍以前に比べ、登録サークル数が減少している。サークルへの参加意欲を高められるような事業を、公民館主催で開催している。

⑦利用料の徴収 4

- ・キャッシュレスの推進、特に高齢者への対応に苦慮しているが理解に努めている。
- ・窓口での現金支払いとなっているため、利用者側からすれば開館時間以外に支払ができない。

⑧他部署との連携 2

⑨施設の予約 5

⑩職員の研修 8

- ・日々に業務量の増加、講座実施に追われ十分な研修の時間、機会を設けることができない。
- ・職員の研修については、定期人事異動のタイミングで市として実施することが望ましいが、通常業務を行いながらの実施は困難である。そのため、県等主催研修・地区公連行事・近隣市で構成される研究会への参加を推奨し、公民館職員としての基本的な考え方や事業の実践につなげている。

⑪その他 1

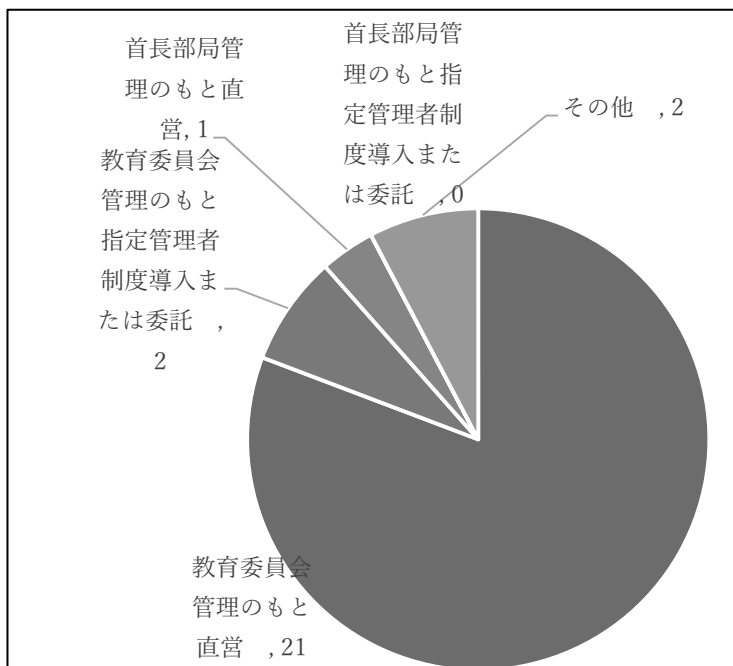
(内容記載なし)

⑫特になし 0

③ー2 施設の管理形態を選択してください。

1. 教育委員会管理のもと直営	21
2. 教育委員会管理のもと指定管理者制度導入または委託	2
3. 首長部局管理のもと直営	1
4. 首長部局管理のもと指定管理者制度導入または委託	0
5. その他	2

- ・教育委員会管理のもと、公民館事業を直営、施設管理を指定管理(1館)、教育委員会管理のもと、直営(1館)、教育委員会管理のもと、指定管理(4館)
- ・当施設は、文化会館でありながら公民館的事業を行っている。本年10月から施設の管理運営やイベント開催を指定管理者制度の導入により民間会社に委託しているが、公民館的事業は引き続き市が行っている。



③－３ 今後の施設の管理形態の展望について選択してください。(複数回答可)

1. 教育委員会管理のもと直営から変更する議論はない 14

・令和2年度に指定管理制度導入に向けたサウンディング型市場調査を実施した。

2. 指定管理者制度導入に向けて着手している 0

3. 指定管理者制度導入について調査・検討している 3

4. 市長部局へ移管（コミュニティセンター化など）に向けて着手している 1

5. 市長部局へ移管（コミュニティセンター化など）について調査・検討している 3

6. 施設の閉鎖に向けて着手・調査・検討している 0

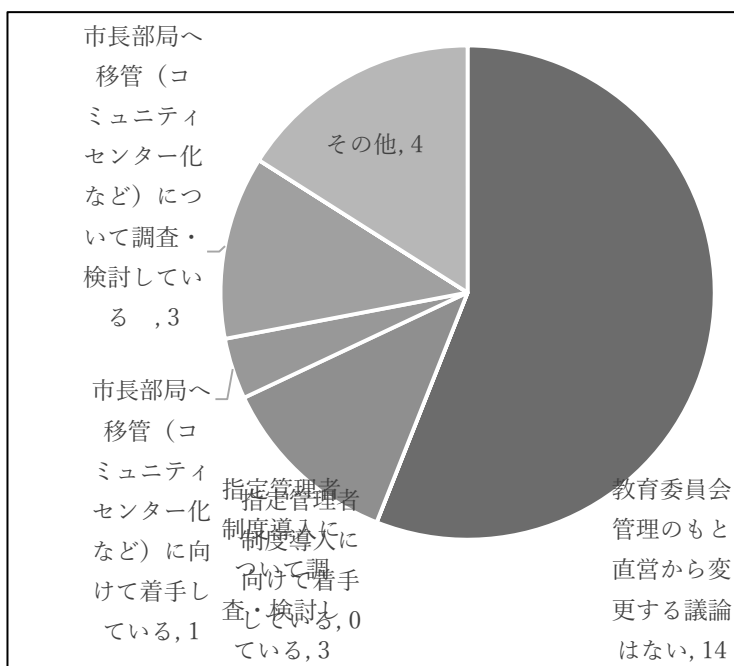
7. その他 4

・現状維持

・指定管理者制度導入の必要性は感じているが、具体的な検討とまでにはなっていない。

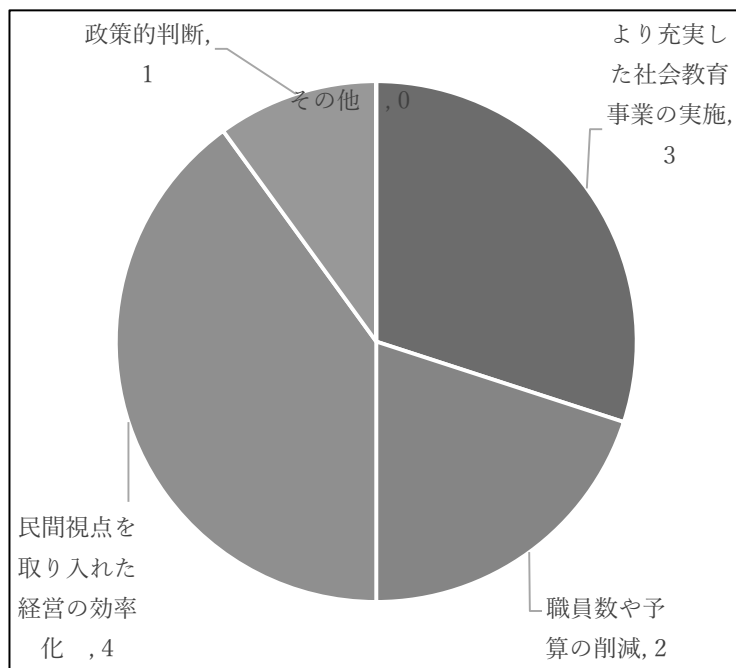
・複合施設化についての議論がある。

・公民館機能を有した交流センターとして運営していくものと推察する。



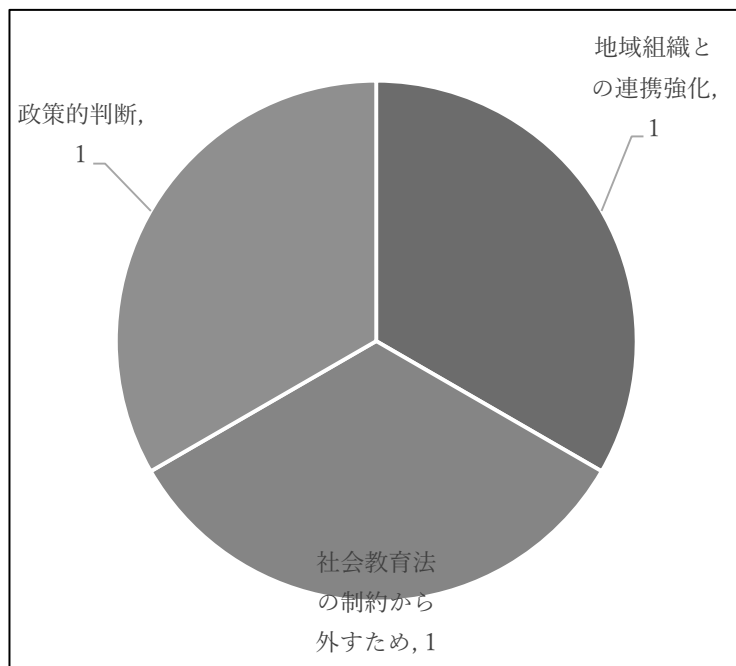
③ー４ 指定管理者制度または委託を導入した理由を選択してください。(複数回答可)

1. より充実した社会教育事業の実施 3
2. 職員数や予算の削減 2
3. 民間視点を取り入れた経営の効率化 4
4. 政策的判断 1
5. その他 0



③ー５ 首長部局へ移管した理由を選択してください。(複数回答可)

1. 地域組織との連携強化 1
2. 職員数や予算の削減 0
3. 社会教育法の制約から外すため 1
4. 施設使用料の有料化 0
5. 政策的判断 1
6. その他 0



③ー6 施設の指定管理者制度または委託、首長部局への移管などを実施したことによるメリット・デメリットや特記事項（使用可能団体の変化・移行へのハードル・審議会や教育委員会での説明有無・条例整備など）を入力してください。実施していない施設は直面している現状などを入力してください。

- ・指定管理者制度への移行を行った。メリットは、社会教育主事など資格を持った人材を配置することができている。主催講座など講座数の増加や利用者からの聞き取りにより講座の充実を図ることができている。
- ・指定管理へ移行することにより、講座数等は増加している。一方で、指定管理館内部の人事異動によりこれまでの各館の特色が引き継がれにくくなっている。また、直営館においては管理業務などの事務量が増加する。
- ・施設の老朽化に伴い維持管理費用が増えていく一方、維持管理費用以外の予算（講座の講師報償費等）は削減されている。また、職員の数も不足している。そのため、社会教育法に明記されている公民館の事業を縮小せざるを得ない状況になってきている。また、施設使用料の歳入予算について、使用料減免の規定上、今後減収が見込まれる。
- ・現状では、指定管理者制度を導入した場合の方が、コストがかかる事が見込まれるため、そもそも議論とならない。
- ・施設・設備の維持管理において、人事異動のある市職員が行うより専門的知識を有した事業者が行うことによって、適切・効率的な管理運営が可能となっていると認識している。イベント開催においても民間のノウハウを活用した事業展開が期待できる。
- ・利用者について、大部分高齢の方が利用している現状のため、より幅広い世代が利用することが求められる。
- ・施設を補助金で建設していることから、首長部局移管について問題がないかの関係省庁への確認、（補助金要綱にかなっているか）。・首長部局へ移管する際に、これまでの社会教育が守られていくかが課題。・首長部局へ移管する際にこれまでの定期的な社会教育団体の活動が継続して守られていくかが課題。
- ・市内11か所の公民館は、それぞれ各地域の人たちで構成する運営員会が受託しているが、市教委による基準があるものの利用の可否や取扱いで全公民館がそれぞれ判断しているので、同一利用者でも公民館によって違いが出ている。事務職員の勤務期間は最長7年で、ほとんどの非正規職員のため短期で退職する者も多く、長期的な展望の研修等は行えない。公民館の長期的な展望

による活動の改善は困難である。職員の人数が少ないため、年休特に長期休暇の取得は困難である。市直営の時に比べて人件費はかなり抑えられている。地域の人が、より親近感を持つようになった。

- ・交流センターになったことで、営利を目的とする団体へ使用を許可するようになった。交流センター化にあたっては、各種審議会等（社会教育委員会、公民館運営審議会、教育委員会）へ説明するほか、公民館利用者にも利用者懇談会等通じて移管に関する事前説明を行った。交流センターへの移管後、施設に関する予算への配慮がされるようになってきていると感じる。

調査者所感

- ・多くの自治体で「施設の老朽化」が課題と挙げており、多大な事務量を割いていることが推察される。回答状況を見るに、改修計画を立てて長期的視点で施設管理を行っているところもある一方、予算や人員の制約から応急修繕への対応に終始せざるを得ないという状況が多い。しかしながら、修繕を行っても古い部品の製造終了、基幹部分の修繕不可などの要因で館として稼働し続けられる期間は永久ではない。さらに人口減少期であることを踏まえると、他公民館や他分野施設との統合などを視野に入れ、公民館機能を有し続けるよう早いうちに動いていく必要があると感じる。
- ・サークルや利用者の減少ということだが、具体的には活動の担い手である高齢者がさらに高齢になって活動不可になるのに対し、新たな人が入って来ないというのが主因であると思われる。主催教室からサークル化へつなげるという流れは今後も引き続き行うべきであるが、教室を休日や夜間開催などとし若年層向けのものにしていく必要がある。
- ・公民館の特定公民館化（いわゆる首長部局管理など）の動きに対しては、多くの市町から「教育委員会管理のもと直営から変更する議論はない」との回答があった。しかしながら、この動きは都心部から着々と確実に伝播しつつある傾向にあり、多くの市町が直面することが予想される。その際に、令和5年12月14日付け文部科学省事務連絡「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）」を踏まえて公民館としての形を保ちながら柔軟に対応していくのか、コミュセン化・指定管理化などに舵を切っていくのか、費用・人員・市町の特長・住民ニーズなどを踏まえつつ十分な時間をかけて検討していくタイミングに立っているのではないかと。

調査者：平野

(4) アンケート

調査票

県公連や調査委員会に期待する役割や次年度以降に調査してほしいテーマがありましたら入力してください。

回答内容

以下のとおり、県公連や調査委員会に期待する役割や次年度以降に調査してほしいテーマを収集しましたので、次期調査委員会活動の参考にさせていただきます。

- ・ 県公連を脱会する自治体が続いているが、加入の可否関係なく県公連に加入しているメリットをアピールして欲しい。また、脱会した自治体の公民館運営の状況や職員の負担が減り、どう変わったのか知りたい。

企業や大学との事業。どのような事業を開催しているか、どのような経緯で開催に至ったか（具体的に）調査していただき、今後の参考にしたい。

他市の公民館活動、文化祭、講座などの情報提供を望む。ちばけん公民館スタッフニュースを活用し、企画運営につなげたい。

調査して欲しいテーマ ①文化祭と公民館（運営主体、運営方法、内容、地域連携など）、②クラブ連絡協議会の現状（各自治体の状況、高齢化への対応など）

- ・ 令和5年12月14日に文部科学省からあった「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）」において、（別紙）「公民館で実施し得る事業の具体的な事例」に該当するような事業を行ったことがあるか。
- ・ ①備品（陶芸窯・デジタル機器等）や冷暖房の使用料について（無料か有料か？有料の場合の金額と規定）、②主催講座を受講した卒業生等が立ち上げたサークル等の施設利用料は無料か有料か？、③公民館の主催講座の年間の教室数、回数と公民館の職員数

資料編

(1) 令和5・6年度調査委員会活動報告

令和5年度			
期 日	活 動 内 容	会 場	出 席 委 員
3月15日	第1回調査委員会 ・役員選出 ・令和6年度の事業計画	千葉市 宮崎公民館	平野（富津市）・奥村（多古町）・ 岡田（睦沢町）・渡邊（鋸南町）
令和6年度			
期 日	活 動 内 容	会 場	出 席 委 員
4月	・人事異動に伴う委員確認 ・第2回調査委員会開催通知		
6月14日	第2回調査委員会 ・委員自己紹介 ・調査委員会の役割 ・令和6年度の活動計画 ・発行物の紙面構成 ・調査事業テーマ設定	船橋市 高根台公民館	平野（富津市）・奥村（多古町）・ 宮下（船橋市）・江澤（一宮町）・ 渡邊（鋸南町）
7月～8月	各委員で原稿等作成		
9月～11月	調査事業及び特色ある事業の照会		
11月～12月	冊子案編集		
12月20日	第3回調査委員会 ・調査事業及び特色ある 事業の回答状況につい て ・冊子の編集の役割分担 等について ・その他	船橋市 高根台公民館	平野（富津市）・奥村（多古町）・ 宮下（船橋市）・江澤（一宮町）・ 葉騰（鋸南町）
12月～1月	冊子編集・掲載記事確認		

(2) 調査委員会名簿

氏 名	活 動 年 度	選出ブロック	所 属 機 関
◎平野 智也	令和5・6年度	南房総	富津市中央公民館
○奥村 風葉	令和5・6年度	北総	多古町コミュニティプラザ
宮下 英樹	令和6年度	葛南	船橋市高根台公民館
江澤 一樹	令和6年度	東上総	一宮町中央公民館
岡田 好弘	令和5年度		睦沢町中央公民館
葉騰 寛喜	令和6年度10月～3月	南房総	鋸南町立中央公民館
渡邊 圭祐	令和6年度4月～9月		
渡邊 みゆき	令和5年度		

◎委員長、○副委員長

委員定数：8

(3) 編集後記

この度は本報告書を手にとって、ご覧いただき誠にありがとうございます。

今期から従前の広報委員会及び研究委員会の役割を引き継ぎ、調査委員会として活動することになったわけですが、5名という限られた人数で活動するにあたり、どの部分を引き継ぎ、どの部分を切るか委員一同で苦慮しながら、活動して本報告書の発刊という形で収まったところです。

さて、千葉県公民館連絡協議会の現状に目を移しますと、職員数の減少による業務過多や施設の所管替えなどの要因から脱退が相次ぎ、令和6年度には県内54市町村中29市町と約半数の加入に留まっているところです。公民館等を取り巻く現状が目まぐるしく変化している中、致し方ないところではありますが、調査委員会としては各公民館等職員へ有益な調査結果を提供することで、県公連に所属し続ける意義の1つになればと考えております。

本報告書の内容ですが、3つのテーマいずれも各公民館等職員が気になるものを取り上げることができたと考えております。中でも、「調査③ 施設管理の課題と運営形態」については、すでに直面している市町もある一方、そうでない市町も向こう10年の間に関係する事項と思われるので、特にご覧いただきたいところです。

結びに、調査委員会の各種事業にご協力いただいた各施設の皆様及び調査委員として共に活動していただいた各委員に感謝申し上げますとともに、この報告書の内容が各施設の事業振興にお役立ていただければ幸いです。

また、第1号となる本報告書をベースに、さらに工夫を凝らした続刊が出ることを期待させていただき、編集後記とさせていただきます。

令和5・6年度調査委員会

委員長 平野 智也



2024年度 (2024年5月1日午後4時～2025年5月1日午後4時)

公民館総合補償制度

本制度は、公益社団法人全国公民館連合会(全公連)の制度です。市町村の公民館および自治公民館、また公民館に準ずるものとして全公連が加入を認めたその他の施設等は、名称を問わずご加入いただけます。指定管理者制度を導入された施設もご加入いただけます。

3つの補償で公民館活動をサポート

1. 行事傷害補償

【災害補償保険(公民館災害補償特約、熱中症危険補償特約)+見舞金制度】

保険

- 公民館行事参加者のケガを補償
- 公民館利用者のケガを補償
- 行事往復途上のケガを補償
- 行事の事前練習や事前準備、後片付けでのケガを補償
- 食中毒や熱中症を補償

見舞金制度

- 疾病や特定傷害に、疾病死亡弔慰金、疾病入院見舞金をお支払いします。
- 特定災害による損害に、特定災害見舞金をお支払いします。

【補償例】



●バレーボール大会参加者が転倒して負傷。

2. 賠償責任補償

【賠償責任保険(施設所有管理者特約、昇降機特約)】

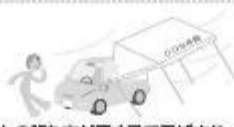
保険

- 公民館の施設・設備等*の欠陥や業務運営のミスにより、第三者にケガをさせたり、財物を損壊したことにより、公民館が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に補償

*公民館が所有、使用または管理する財物への賠償事故などは対象になりません。

*施設にある昇降機(エレベーター、エスカレーター)の所有、使用、管理に起因する賠償責任も含まれます。

【補償例】



●テントの張り方が悪く風で飛ばされ、行事来場者の車を破損。

3. 職員災害補償

【傷害総合保険(就業中のみの危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(支払限度日数180日))+見舞金制度】

保険

- 公民館事業や業務に携わる方の公民館業務中のケガを補償

見舞金制度

- 公民館事業や業務に携わる方の病気や特定傷害、業務外のケガ、業務中の地震によるケガに死亡弔慰金や入院見舞金をお支払いします。

【補償例】



●職員が業務中に脚立から転落して負傷。

公民館総合補償制度の特長

(1) 補償範囲や対象者が広い、公民館専用の制度です。

- 全公連が運営する「見舞金制度」に「保険」を組み合わせた公民館や類似公民館の専用の制度で、安心して公民館活動を行っていただけるよう幅広い補償になっています。

★行事傷害補償制度のここがおすすめ★

- 日本国内であれば行事の場所は問いません。 ※別に定める危険な運動中等は対象外です。
- 行事参加者や利用者の居住地は問いません。
- 公民館公認のサークル活動参加者や有償・無償を問わず公民館ボランティアや講師も補償します。
- 公民館が他の団体等の行事に派遣する行事の参加者も補償します。
- 宿泊を伴う行事も対象です。

(2) 年1回の手続きで安心です。

- 年1回の手続きで年間の主催、共催行事が対象になり、個別の行事の通知は不要です。うっかりして保険の手配を忘れる心配がありません。

(3) 掛金の割引制度もあります。

- 同一市町村内で10館以上まとめて加入されると、行事傷害補償制度掛金に割引が適用できます。
- 職員災害補償の保険料には、団体割引25%、過去の損害率による割引15%を適用しています。

このご案内は、本制度の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「2024年度版マニュアル 公民館総合補償制度の手引き」をご覧ください。また、本制度全般のお問い合わせ、資料請求等は、エコー総合補償サービスまたは損保ジャパンまでお寄せください。

■引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
公務文教営業部 文教室
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-4679 FAX 03-3348-0238
(受付時間:平日9:00～17:00)

■取扱代理店(お問い合わせ・資料請求先)
エコー総合補償サービス株式会社
〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-9
TEL: 0120-636-717(通話料無料)
FAX: 0120-226-916(通話料無料)

千葉県公民館連絡協議会
調査委員会報告書第1号

令和7年3月発行

編集・発行：千葉県公民館連絡協議会 調査委員会

発行時担当：富津市中央公民館

印刷・製本：シップス株式会社